

## IV 参 考 资 料



## 1 令和元年度の地方財政

### (1) 令和元年度の経済見通しと国の予算

#### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 31 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 30 年 12 月 18 日閣議了解、平成 31 年 1 月 28 日閣議決定された。(※)この中で、以下の平成 30 年度の経済動向、令和元年度の経済見通し及び令和元年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(※)元号を改める政令(平成 31 年政令第 143 号)に基づき、令和元年(2019 年)5 月 1 日、内閣は元号を平成から令和に改めた。以下、2019 年 4 月 30 日以前に作成された文書からの引用文中「平成 31 年度」と表示されていたものを「令和元年度」と表示している。

#### (ア)平成 30 年度の経済動向

平成 30 年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成 30 年度第 1 次補正予算を迅速かつ着実に実施している。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成 30 年 12 月 21 日に平成 30 年度第 2 次補正予算を閣議決定した。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価(総合)は前年比で上昇している。

この結果、平成 30 年度の実質国内総生産(実質 GDP)成長率は 0.9%程度、名目国内総生産(名目 GDP)成長率は 0.9%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は 1.0%程度の上昇と見込まれる。

#### (イ)令和元年度の経済見通し

令和元年度については、10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講じるなど、「令和元年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、令和元年度の実質 GDP 成長率は 1.3%程度、名目 GDP 成長率は 2.4%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は 1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

#### **(ウ) 令和元年度の経済財政運営の基本的態度**

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率 1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

本年 10月に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の需要変動を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019年度・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

財政健全化については、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。令和元年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30年 6月 15日閣議決定。以

下「骨太方針 2018」という。)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

## イ 国の予算

「平成 31 年度予算編成の基本方針」(平成 30 年 12 月 7 日閣議決定)及び「平成 31 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、平成 30 年 12 月 21 日、令和元年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。その後、平成 31 年 1 月 18 日、令和元年度一般会計歳入歳出概算の変更について閣議決定された。

令和元年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

### (ア)令和元年度予算の基本的な考え方

- a アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、GDP は名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある。
- b 他方、経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- c また、我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- d 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の 600 兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- e 地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「骨太方針 2018」に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率 1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

加えて、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- f 財政健全化に向けては、「骨太方針 2018」に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推進することにより、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

#### (イ)令和元年度予算の編成についての考え方

- a 令和元年度（2019 年度）予算編成に向けては、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第 4 次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

- b 2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020 年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。
- c 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成 30 年度（2018 年度）第 1 次補正予算により災害復旧を加速する。

また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3 年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成 30 年度(2018 年度)第 2 次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020 年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。

- d 令和元年度(2019 年度)予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、同計画に沿った予算編成を行う。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- e また、PDCA サイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案(EBPM、Evidence-based Policymaking)を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。また、行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コストを 2 割以上削減するほか、公共調達改革、多様な PPP/PFI や地方行政サービスの民間委託などの取組を加速・拡大する。
- f 新経済・財政再生計画の改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、「骨太方針 2018」に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応とそれぞれの改革工程を具体化する。また、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形に KPI(Key Performance Indicator)を見直すとともに、歳出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めるほか、地域差や取組状況等を見える化し、改革努力の目標としても活用する。こうした取組への予算の重点配分を推進する。

このような方針に基づいて編成された令和元年度一般会計歳入歳出概算の規模は 101 兆 4,571 億円で、前年度当初予算と比べると 3 兆 7,443 億円増加(3.8%増)となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は 2 兆 1,348 億円で、前年度当初予算と比べると 2,245 億円減少(9.5%減)となった。

財政投融资計画の規模は 13 兆 1,194 億円で、前年度計画額と比べると 1 兆 3,437 億円減少(9.3%減)となった。

なお、令和元年度当初予算案は、平成 31 年 1 月 28 日に第 198 回通常国会に提出され、3 月 27 日に成立した。

## (2) 地方財政計画

---

令和元年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「骨太方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成30年5月25日に「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成30年12月11日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見」([附属資料](#)参照)が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和元年度の地方財政計画を策定した。

### ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和元年度地方税制改正では、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講じることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 令和元年度の財源不足見込額4兆4,101億円については、平成29年度に講じた令和元年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債(財源対策債)を7,900億円増発する。



(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により 2,633 億円(地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額のうち 2,461 億円及び平成 30 年 12 月 18 日付け総務・財務両大臣覚書第 5 項に基づく平成 29 年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額 172 億円)増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 1,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(c) 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を 3 兆 2,568 億円発行する。

b 交付税特別会計借入金の償還については、平成 29 年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部 1,000 億円を増額し、5,000 億円の償還を実施する。

c 上記の結果、令和元年度の地方交付税については、16 兆 1,809 億円(前年度比 1,724 億円増、1.1%増)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、12 兆 56 億円(普通会計分 9 兆 4,282 億円、公営企業会計等分 2 兆 5,774 億円)とする。

(エ) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 「人づくり革命」の実現に向けた取組のうち、幼児教育の無償化については、令和元年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応する。また、「人づくり革命」として、待機児童の解消、保育士の処遇改善、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き 1 兆円(前年度同額)を計上する。

- c 投資的経費に係る地方単独事業費については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとし、全体で前年度に比し5.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- d 「重点課題対応分」については、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新たに計上し、2,700億円計上する。
- e 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- f 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- g 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- h 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## イ 東日本大震災分

### (ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,049億円を確保する。また、一般財源充当分として90億円を計上する。

- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は 28 億円（普通会計分 12 億円及び公営企業会計等分 16 億円）とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 1 兆 987 億円を計上する。

### （イ）全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～令和 5 年度）による地方税の収入見込額として 745 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 312 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和元年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は 89 兆 5,930 億円で、前年度と比べると 2 兆 6,957 億円増加（3.1%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 987 億円で、前年度と比べると 92 億円減少（0.8%減）、全国防災事業が 1,058 億円で、前年度と比べると 23 億円増加（2.2%増）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 40 兆 1,633 億円で、前年度と比べると 7,339 億円増加（1.9%増）（道府県税 1.6%増、市町村税 2.1%増）、地方譲与税は 2 兆 7,123 億円で、前年度と比べると 1,369 億円増加（5.3%増）、地方特例交付金は 4,340 億円で、前年度と比べると 2,796 億円増加（181.1%増）、地方交付税は 16 兆 1,809 億円で、前年度と比べると 1,724 億円増加（1.1%増）、国庫支出金は 14 兆 7,174 億円で、前年度と比べると 1 兆 662 億円増加（7.8%増）、地方債（普通会計分）は 9 兆 4,282 億円で、前年度と比べると 2,096 億円増加（2.3%増）となった。

歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,307 億円で、前年度と比べると 163 億円増加（0.1%増）となった。なお、地方財政計画における職員数については、1,919 人の増とした。一般行政経費は 38 兆 4,197 億円で、前年度と比べると 1 兆 3,675 億円増加（3.7%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は 14 兆 1,804 億円で、前年度と比べると 1,190 億円増加（0.8%増）となった。公債費は 11 兆 9,088 億円で、前年度と比べると 2,976 億円減少（2.4%減）、投資的経費は 13 兆 153 億円で、前年度と比べると 1 兆 3,973 億円増加（12.0%増）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 6 兆 1,076 億円で、前年度と比べると 3,000 億円増加（5.2%増）となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,049億円で、前年度と比べると178億円減少(4.2%減)、国庫支出金は6,768億円で、前年度と比べると80億円増加(1.2%増)などとなった。歳出では、一般行政経費は2,422億円で、前年度と比べると528億円減少(17.9%減)、投資的経費は8,344億円で、前年度と比べると534億円増加(6.8%増)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では地方税は745億円で、前年度と比べると17億円増加(2.3%増)などとなった。歳出では公債費は1,058億円で、前年度と比べると23億円増加(2.2%増)となった。

また、令和元年度の地方債計画の規模は、通常収支分が12兆56億円(普通会計分9兆4,282億円、公営企業会計等分2兆5,774億円)で、前年度と比べると3,600億円増加(3.1%増)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が28億円(普通会計分12億円、公営企業会計等分16億円)で、前年度と比べると25億円減少(47.2%減)となった。

### (3) 令和元年度一般会計の予備費の使用

---

#### ア 「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

##### (ア) 予備費の使用

令和元年台風第15号及び台風第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策が「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」(令和元年11月7日令和元年台風第19号非常災害対策本部会議)として取りまとめられ、予備費等の措置を講じていくこととされ、令和元年度一般会計の予備費の使用が令和元年11月8日に閣議決定された。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費336億円、生業の再建関連経費684億円、公共土木施設等の災害応急復旧関連経費63億円、災害救助等関連経費233億円が計上された。

##### (イ) 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

a 災害復旧事業

(a)直轄・補助事業として実施する災害復旧事業について、地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b)強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(災害復旧として実施する被災産地施設支援対策)について、地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47.5~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

b 災害関連事業

地方負担額の100%まで補正予算債(公共事業等債)を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

c 災害廃棄物処理事業

(a)令和元年台風第15号及び第19号による災害に係る事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

(b)上記(a)以外の事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、その100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

d 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

e 小規模事業者支援推進事業

地方公共団体が支出する経費の 3 分の 2 を国が補助する場合、地方負担額の 95%を特別交付税により措置する。

また、地方公共団体が支出する経費の 2 分の 1 を国が補助する場合、地方負担額の 70%を特別交付税により措置する。

- f 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(被災農業者支援型)及び被災農家営農再開緊急対策事業

地方負担額の 70%を特別交付税により措置する。

- g 災害援護貸付金

資金手当として地方負担額の 100%まで一般事業債を充当できることとする。

- h 災害救助費及び災害弔慰金等

地方負担額については、従前と同様、所要の特別交付税措置を講じる。

## イ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

### (ア)予備費の使用

新型コロナウイルス感染症への対応について、当面緊急に措置すべき対応策が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和 2 年 2 月 13 日新型コロナウイルス感染症対策本部)として取りまとめられ、令和元年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費 103 億円を講じることにより、総額 153 億円の対応策を実行することとされ、令和元年度一般会計の予備費の使用が令和 2 年 2 月 14 日に閣議決定された。

総額 153 億円の対応策の内訳については、帰国者等への支援関連経費 30 億円、国内感染対策の強化関連経費 65 億円、水際対策の強化関連経費 34 億円、影響を受ける産業等への緊急対応関連経費 6 億円、国際連携の強化等関連経費 18 億円が計上された。

### (イ)予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用により追加される保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症医療費負担事業及び疾病予防対策事業費等補助事業については、地方負担額の 80%を特別交付税により措置することとした。なお、感染症医療費負担事業については、令和元年度当初予算も

活用し実施することとされたことから、当該事業における普通交付税措置額を上回る額について措置を講じることとした。

また、令和元年度当初予算を活用し実施される保健衛生施設等設備整備費補助事業のうち、緊急対応策に基づき実施されるものについても、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとした。

## (4) 令和元年度補正予算

---

### ア 令和元年度補正予算(第1号)

令和元年度補正予算(第1号)は、令和元年12月13日に閣議決定、令和2年1月20日に第201回通常国会に提出され、1月30日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保2兆3,086億円、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援9,173億円、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上1兆771億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額1兆2,908億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収を2兆3,150億円減額計上する一方、税外収入1,881億円、公債金4兆4,214億円(建設公債2兆1,917億円及び特例公債2兆2,297億円)等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和元年度当初予算に対し、3兆1,946億円増加し、104兆6,517億円となった。

### イ 令和元年度補正予算(第1号)に係る地方財政措置等

#### (ア) 通常収支分

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり措置を講じることとした。

#### a 地方交付税

この補正予算において以下のとおり措置を講じる。

(a) 令和元年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分7,651億円の減については、平成30年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分1,156億円の増を充てた上で、残余の

6,496 億円について全額を一般会計からの加算により措置することとし、令和元年度当初の地方交付税の総額を確保する。

なお、当該加算については、後年度精算するものである。

(b) 本年度の災害等の状況にかんがみ、令和元年度の特別交付税の総額に 950 億円加算する。

b 子ども・子育て支援臨時交付金の増額

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の増加に対応するため、342 億円増額する。

c 追加の財政需要

この補正予算により令和元年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(a) 災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

(i) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び令和元年台風第 19 号による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の 95%を特別交付税により措置する。

(ii) 上記(i)以外の事業

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の 80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の 57%を特別交付税により措置する。



### iii 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

### iv 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

### (b) 令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債

令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

### (c) 「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

### (d) 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

d この補正予算により令和元年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応する。

## (イ) 東日本大震災分

この補正予算により令和元年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、令和元年度分の震災復興特別交付税の総額に504億円を加算したうえで措置することとした。

## ウ 地方公務員の給与改定

令和元年の国家公務員の給与改定については、国の給与関係法の公布及び施行（令和元年 11 月 22 日）に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」（昭和 25 年法律第 261 号）の趣旨に沿って適切に対応されるよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和元年 10 月 11 日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200 億円）の一部により対応することとした。

## (5) 地方公共団体の予算

---

令和元年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では 2.5% 増、9 月補正後予算では 2.0% 増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

- 地方税が当初予算、9 月補正後予算ともに 2.5% 増
- 地方譲与税が当初予算では 7.5% 増、9 月補正後予算では 7.7% 増
- 地方交付税が当初予算では 0.6% 増、9 月補正後予算では 0.7% 増
- 国庫支出金が当初予算では 6.0% 増、9 月補正後予算では 5.1% 増
- 地方債が当初予算では 0.9% 増、9 月補正後予算では 1.1% 減

となっている。一方、歳出では、

- 人件費が当初予算では 0.1% 増、9 月補正後予算では 0.0% 増
- 扶助費が当初予算では 3.3% 増、9 月補正後予算では 3.7% 増
- 補助費等が当初予算では 3.8% 増、9 月補正後予算では 3.9% 増
- 普通建設事業費が当初予算では 7.0% 増、9 月補正後予算では 6.8% 増
- 災害復旧事業費が当初予算では 31.0% 増、9 月補正後予算では 27.3% 減

となっている。

詳細は [第 51 表](#) のとおりとなっている。

第51表 令和元年度普通会計予算の状況（9月補正後）

その1 歳入

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地 方 税	407,880	398,029	9,851	2.5	407,982	398,134	9,848	2.5	37.2	37.2	36.6	36.4
地 方 譲 与 税	27,093	25,202	1,891	7.5	27,149	25,199	1,949	7.7	2.5	2.4	2.4	2.3
地 方 特 例 交 付 金	3,815	1,437	2,378	165.4	4,351	1,471	2,881	195.9	0.3	0.1	0.4	0.1
地 方 交 付 税	159,836	158,948	888	0.6	161,393	160,294	1,099	0.7	14.6	14.9	14.5	14.7
市町村たばこ税都道府県交付金	8	4	3	78.1	8	4	3	78.1	0.0	0.0	0.0	0.0
利 子 割 交 付 金	298	277	21	7.7	298	277	21	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	998	920	78	8.5	998	920	78	8.5	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	846	804	42	5.2	846	804	42	5.2	0.1	0.1	0.1	0.1
分離課税所得割交付金	54	50	4	8.0	54	50	4	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0
道府県民税所得割臨時交付金	0	714	△714	△100.0	0	714	△714	△100.0	0.0	0.1	0.0	0.1
地方消費税交付金	23,439	23,091	348	1.5	23,433	23,097	337	1.5	2.1	2.2	2.1	2.1
ゴルフ場利用税交付金	293	307	△13	△4.4	293	307	△13	△4.3	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	697	1,268	△571	△45.1	683	1,266	△583	△46.0	0.1	0.1	0.1	0.1
軽油引取税交付金	1,313	1,287	27	2.1	1,313	1,287	27	2.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小 計（一 般 財 源）	626,570	612,338	14,232	2.3	628,802	613,823	14,979	2.4	57.2	57.3	56.4	56.1
国 庫 支 出 金	155,239	146,412	8,827	6.0	160,085	152,371	7,714	5.1	14.2	13.7	14.4	13.9
地 方 債	107,768	106,787	982	0.9	110,902	112,115	△1,213	△1.1	9.8	10.0	9.9	10.3
そ の 他	206,648	203,562	3,086	1.5	215,693	215,140	553	0.3	18.9	19.0	19.3	19.7
歳 入 合 計	1,096,225	1,069,098	27,127	2.5	1,115,482	1,093,448	22,033	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その2 歳出

区 分	予 算 額								構 成 比				
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算		
	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	
人 件 費	224,060	223,948	112	0.1	224,035	223,935	101	0.0	20.4	20.9	20.1	20.5	
物 件 費	102,894	97,535	5,360	5.5	104,859	99,217	5,641	5.7	9.4	9.1	9.4	9.1	
維 持 補 修 費	11,849	11,486	363	3.2	12,187	12,082	106	0.9	1.1	1.1	1.1	1.1	
扶 助 費	151,064	146,289	4,775	3.3	151,930	146,576	5,354	3.7	13.8	13.7	13.6	13.4	
補 助 費 等	198,188	190,845	7,343	3.8	201,220	193,642	7,577	3.9	18.1	17.9	18.0	17.7	
普 通 建 設 事 業 費	158,512	148,120	10,392	7.0	165,698	155,120	10,578	6.8	14.5	13.9	14.9	14.2	
うち	補 助 事 業 費	74,892	70,612	4,279	6.1	79,430	74,142	5,287	7.1	6.8	6.6	7.1	6.8
	単 独 事 業 費	76,149	70,336	5,812	8.3	78,608	73,725	4,883	6.6	6.9	6.6	7.0	6.7
災 害 復 旧 事 業 費	9,127	6,968	2,158	31.0	9,976	13,726	△3,751	△27.3	0.8	0.7	0.9	1.3	
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0.0	0	1	△0	△50.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
公 債 費	120,943	122,927	△1,983	△1.6	121,265	123,247	△1,982	△1.6	11.0	11.5	10.9	11.3	
そ の 他	119,586	120,979	△1,393	△1.2	124,311	125,902	△1,591	△1.3	10.9	11.3	11.1	11.5	
歳 出 合 計	1,096,225	1,069,098	27,127	2.5	1,115,482	1,093,448	22,033	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) 1 この数値は、各年度の予算額の単純合計（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く））である。  
 2 当初予算については、平成30年度又は令和元年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。  
 3 「地方税」のうち地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。  
 4 「国庫支出金」には、国庫提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
 5 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

## (6) 地方公営企業等に関する財政措置

---

### ア 地方公営企業

#### (ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和元年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において 2 兆 5,394 億円(前年度 2 兆 5,584 億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 2 兆 5,774 億円(前年度 2 兆 4,270 億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において基準財政需要額に算入する。
- b 地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定・改定に要する経費については、令和 2 年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。

また、公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口 3 万人以上の地方公共団体において令和元年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口 3 万人未満の地方公共団体においても令和



5年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、地方交付税措置を講じる。また、公営企業会計の適用に伴い、資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講じる。

経営戦略の策定・改定、抜本的な改革、公営企業会計の適用等の推進に当たって、公営企業の経営に精通した専門人材の活用に要する経費について、特別交付税措置を講じる。

- c 水道事業については、経営統合に加え、施設の共同設置・共同利用等、複数の市町村が実施する多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施する事業を対象に追加するなど、広域化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。また、上水道事業の高料金対策に係る地方交付税措置について、経営統合後の激変緩和措置を講じる。なお、都道府県における「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

また、水道管路に係る着実な更新投資と災害対策を推進するため、水道管路耐震化事業について、引き続き地方財政措置を講じるとともに、経営条件の厳しい一定の団体に対して当該措置を拡充する。

- d 下水道事業については、広域化・共同化を推進するため、市町村内で実施する事業や、接続管渠の整備等に要する経費を対象に追加するなど、広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。なお、高資本費対策に係る地方交付税措置について、事業統合後の激変緩和措置を講じる。

また、都道府県における「広域化・共同化計画」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

- e 病院事業については、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院へ医師を派遣する地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）における当該医師の確保に要する経費について、地方公共団体が行う補助等に対して特別交付税措置を講じるとともに、公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）について、特別交付税措置を講じる。

## (イ)東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において75億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分16億円を計上する。

## イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,436億円）について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,423億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,594億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,297億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費負担金（3,723億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（931億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うた

め、特定健康診査・保健指導事業(517億円)に対して、国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、都道府県国保 1/3)を負担することとし、地方負担(172億円)について地方交付税措置を講じる。

## ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア)保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割 2割・5割・7割軽減)とともに、元被扶養者の保険料軽減を行う(均等割 5割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県 3/4、市町村 1/4)することとし、その所要額(2,989億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ)高額医療費負担金(3,106億円)については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2)を負担することとし、地方負担(777億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ)財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(193億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(64億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ)実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

## (7)個別団体における財政健全化

---

地方公共団体の財政状況は、平成 30 年度決算における経常収支比率は、地方税や地方譲与税の増加等により、前年度(93.5%)と比べて 0.5 ポイント低下の 93.0%となっているものの、近年は 90%台の高い水準で推移しているほか、普通会計が負担すべき借入金残高も累積しているなど、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率による早期健全化基準以上の団体は、財政再生団体の北海道夕張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、固定資産税・軽自動車税の超過課税や各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。なお、夕張市において、引き続き財政の再生に努めつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、認定こども園や拠点複合施設の整備など地域の再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ財政再生計画の見直しに対し平成 29 年 3 月に総務大臣が同意を行ったところであり、当該計画に基づき財政再建と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

また、平成 30 年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は 7 会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。



地方財政計画及び国の一般会計予算の伸び率の推移（当初ベース）

年度	区分	地方財政計画		国の一般会計予算	
		歳出総額	一般行政経費	歳出総額	一般歳出
昭和30		1.6	—	△ 0.8	△ 2.9
31		6.4	—	4.4	4.8
32		9.7	—	9.9	9.7
33		7.9	—	15.4	11.6
34		7.8	—	8.2	9.2
35		15.3	13.3	10.6	12.9
36		24.4	21.4	24.4	23.8
37		19.5	20.8	24.3	22.5
38		15.3	16.2	17.4	14.9
39		19.2	21.3	14.2	18.0
40		15.1	15.1	12.4	12.8
41		14.5	11.9	17.9	20.4
42		15.4	18.4	14.8	12.0
43		17.5	22.3	17.5	14.9
44		18.5	11.4	15.8	13.3
45		18.9	18.1	18.0	16.9
46		19.6	19.6	18.4	17.4
47		20.9	18.9	21.8	25.2
48		23.8	24.2	24.6	22.5
49		19.4	24.0	19.7	19.0
50		24.1	25.0	24.5	23.2
51		17.2	14.3	14.1	18.8
52		14.2	14.1	17.4	14.5
53		19.1	19.4	20.3	19.2
54		13.0	11.7	12.6	13.9
55		7.3	7.8	10.3	5.1
56		7.0	6.8	9.9	4.3
57		5.6	4.8	6.2	1.8
58		0.9	△ 1.5	1.4	△ 0.0
59		1.7	1.4	0.5	△ 0.1
60		4.6	3.8	3.7	△ 0.0
61		4.6	4.6	3.0	△ 0.0
62		2.9	1.8	0.0	△ 0.0
63		6.3	3.0	4.8	1.2
平成元		8.6	6.4	6.6	3.3
2		7.0	4.5	9.6	3.8
3		5.6	7.6	6.2	4.7
4		4.9	8.1	2.7	4.5
5		2.8	6.3	0.2	3.1
6		5.9	1.3	1.0	2.3
7		2.0	4.4	△ 2.9	3.1
8		3.4	4.1	5.8	2.4
9		2.1	2.7	3.0	1.5
10		0.0	2.9	0.4	△ 1.3
11		1.6	4.2	5.4	5.3
12		0.5	2.3	3.8	2.6
13		0.4	4.5	△ 2.7	1.2
14		△ 1.9	1.0	△ 1.7	△ 2.3
15		△ 1.5	1.1	0.7	0.1
16		△ 1.8	4.1	0.4	0.1
17		△ 1.1	5.7	0.1	△ 0.7
18		△ 0.7	8.2	△ 3.0	△ 1.9
19		△ 0.0	4.0	4.0	1.3
20		0.3	1.4	0.2	0.7
21		△ 1.0	2.7	6.6	9.4
22		△ 0.5	8.0	4.2	3.3
23		0.5	4.7	0.1	△ 0.1
24		△ 0.8	1.0	△ 2.2	△ 3.5
25		0.1	2.2	2.5	2.9
26		1.8	4.4	3.5	3.2
27		2.3	5.5	0.5	0.4
28		0.6	2.1	0.4	0.3
29		1.0	2.1	0.8	1.1
30		0.3	1.3	0.3	0.7
令和元		3.1	3.9	3.8	0.0

※平成23年度から、国の一般会計予算・一般歳出欄は、基礎的財政収支対象経費の伸び率を記載している。

※平成24年度以降地方財政計画の数値は、通常収支分のものである。

# 1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位：億円、%)

区 分		平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	401,633	394,294	7,339	1.9
	地 方 譲 与 税	27,123	25,754	1,369	5.3
	地 方 特 例 交 付 金 等	4,340	1,544	2,796	181.1
	地 方 交 付 税	161,809	160,085	1,724	1.1
	国 庫 支 出 金	147,174	136,512	10,662	7.8
	地 方 債	94,282	92,186	2,096	2.3
	うち臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
	うち財源対策債	7,900	7,900	0	0.0
	使用料及び手数料	16,083	16,091	△ 8	△ 0.0
	雑 収 入	43,887	42,890	997	2.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 90	△ 77	△ 13	16.9
全国防災事業一般財源充当分	△ 312	△ 306	△ 6	2.0	
計	895,930	868,973	26,957	3.1	
一 般 財 源 (水準超経費を除く)	627,072	621,159	5,913	1.0	
	606,772	602,759	4,013	0.7	
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,307	203,144	163	0.1
	退 職 手 当 以 外	187,685	187,313	372	0.2
	退 職 手 当	15,622	15,831	△ 209	△ 1.3
	一 般 行 政 経 費	384,197	370,522	13,675	3.7
	補 助	214,845	202,356	12,489	6.2
	単 独	141,804	140,614	1,190	0.8
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,848	15,052	△ 204	△ 1.4
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,700	2,500	200	8.0
	公 債 費	119,088	122,064	△ 2,976	△ 2.4
	維 持 補 修 費	13,491	13,079	412	3.2
	投 資 的 経 費	130,153	116,180	13,973	12.0
	直 轄 ・ 補 助	69,077	58,104	10,973	18.9
	単 独	61,076	58,076	3,000	5.2
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000	-	3,000	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	25,394	25,584	△ 190	△ 0.7
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,383	15,846	△ 463	△ 2.9
	そ の 他	10,011	9,738	273	2.8
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	20,300	18,400	1,900	10.3	
計	895,930	868,973	26,957	3.1	
(水準超経費除く)	875,630	850,573	25,057	2.9	
地 方 一 般 歳 出	741,159	712,663	28,496	4.0	

## 2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

### (1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	4,049	4,227	△ 178	△ 4.2
	一般財源充当分	90	77	13	16.9
	国庫支出金	6,768	6,688	80	1.2
	地方債	12	32	△ 20	△ 62.5
	雑収入	68	55	13	23.6
計		10,987	11,079	△ 92	△ 0.8
歳 出	給与関係経費	78	84	△ 6	△ 7.1
	一般行政経費	2,422	2,950	△ 528	△ 17.9
	補助	1,756	2,153	△ 397	△ 18.4
	単独	666	797	△ 131	△ 16.4
	公債費	68	55	13	23.6
	投資的経費	8,344	7,810	534	6.8
	直轄・補助	8,182	7,608	574	7.5
	単独	162	202	△ 40	△ 19.8
	公営企業繰出金	75	180	△ 105	△ 58.3
計		10,987	11,079	△ 92	△ 0.8

### (2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		平成 31 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地方税	745	728	17	2.3
	一般財源充当分	312	306	6	2.0
	雑収入	1	1	0	0.0
計		1,058	1,035	23	2.2
歳 出	公債費	1,058	1,035	23	2.2
	計	1,058	1,035	23	2.2

## 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	402,378	395,022	7,356	1.9
	地 方 譲 与 税	27,123	25,754	1,369	5.3
	地 方 特 例 交 付 金 等	4,340	1,544	2,796	181.1
	地 方 交 付 税	165,858	164,312	1,546	0.9
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	161,809	160,085	1,724	1.1
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,049	4,227	△ 178	△ 4.2
	国 庫 支 出 金	153,942	143,200	10,742	7.5
	地 方 債	94,294	92,218	2,076	2.3
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
	う ち 財 源 対 策 債	7,900	7,900	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	16,083	16,091	△ 8	△ 0.0
雑 収 入	43,956	42,946	1,010	2.4	
計	907,975	881,087	26,888	3.1	
一 般 財 源	632,268	626,497	5,771	0.9	
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,385	203,228	157	0.1
	退 職 手 当 以 外	187,763	187,397	366	0.2
	退 職 手 当	15,622	15,831	△ 209	△ 1.3
	一 般 行 政 経 費	386,619	373,472	13,147	3.5
	補 助	216,601	204,509	12,092	5.9
	単 独	142,470	141,411	1,059	0.7
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,848	15,052	△ 204	△ 1.4
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,700	2,500	200	8.0
	公 債 費	120,214	123,154	△ 2,940	△ 2.4
	維 持 補 修 費	13,491	13,079	412	3.2
	投 資 的 経 費	138,497	123,990	14,507	11.7
	直 轄 ・ 補 助	77,259	65,712	11,547	17.6
	単 独	61,238	58,278	2,960	5.1
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000	-	3,000	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	25,469	25,764	△ 295	△ 1.1
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,383	15,846	△ 463	△ 2.9
そ の 他	10,086	9,918	168	1.7	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	20,300	18,400	1,900	10.3	
計	907,975	881,087	26,888	3.1	
地 方 一 般 歳 出	752,078	723,687	28,391	3.9	

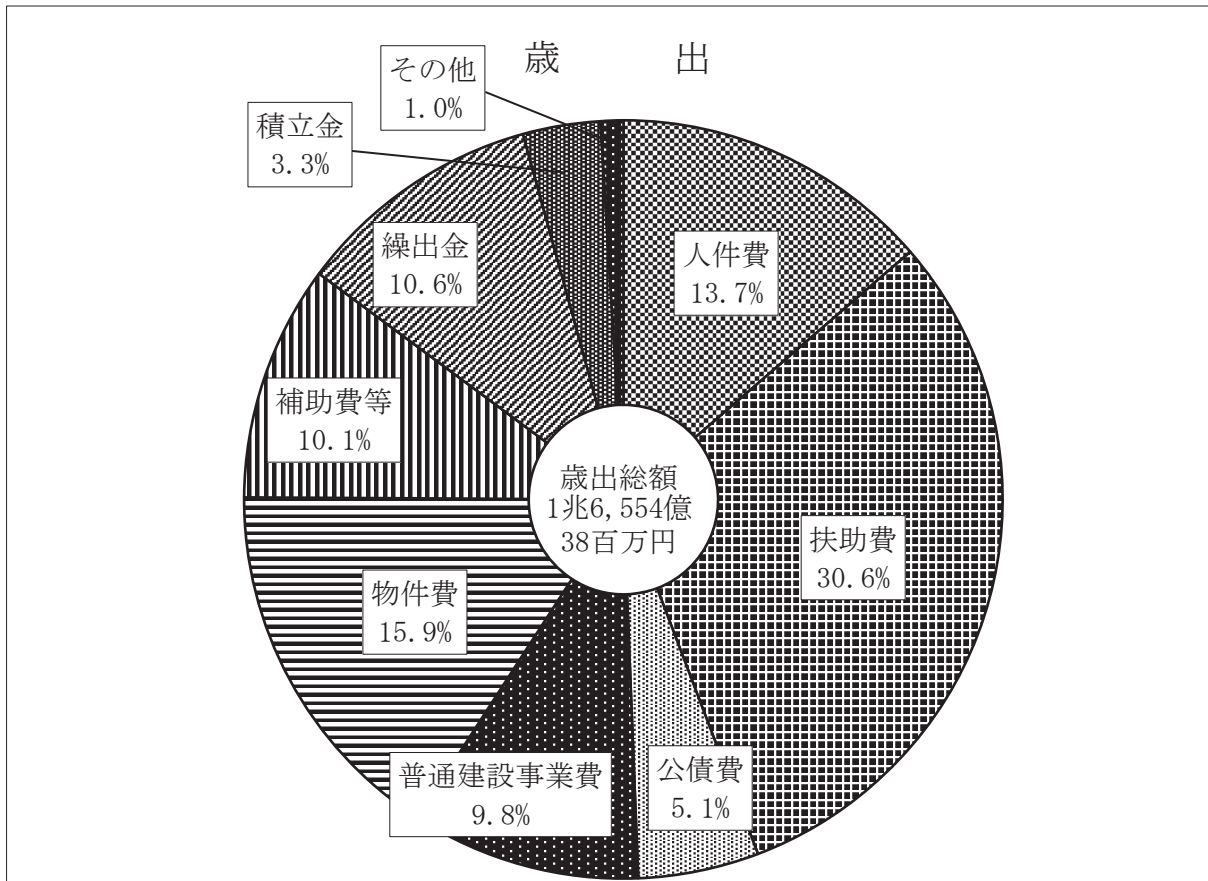
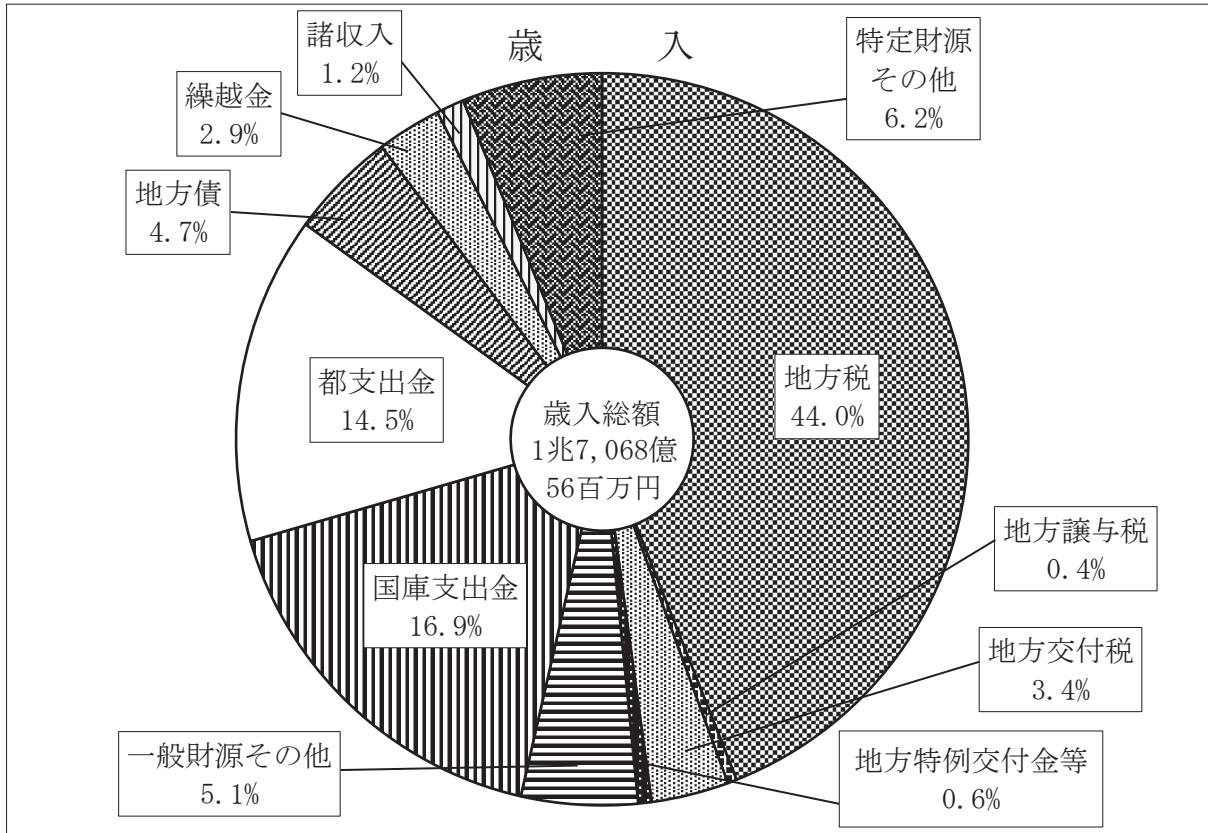
## 2 東京都市町村決算規模の推移等

### 東京都市町村決算規模の推移

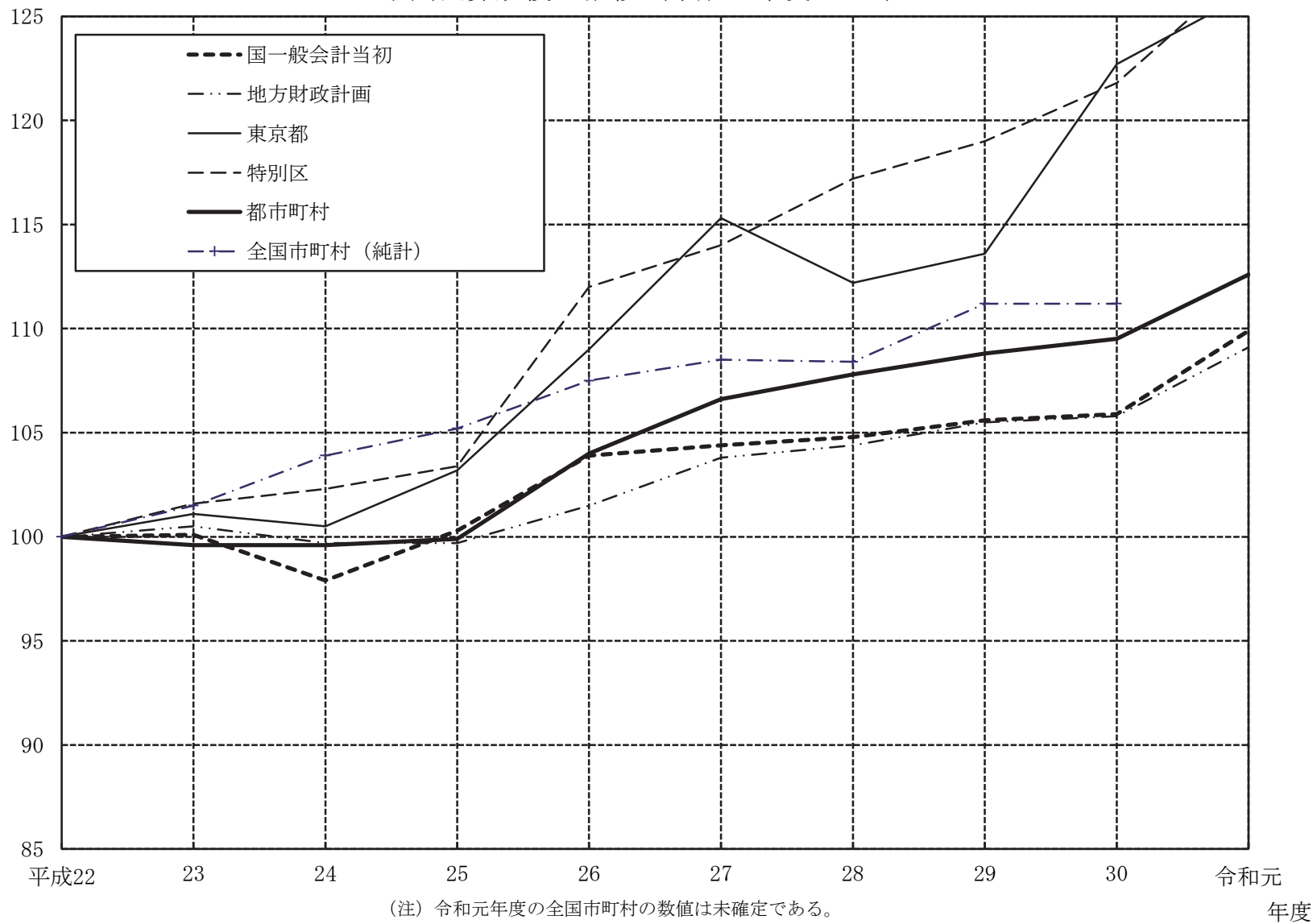
(単位：千円、%)

年度	歳入		歳出		年度	歳入		歳出	
		増減率		増減率			増減率		増減率
25	2,340,959	47	2,199,488	48	60	725,853,189	2.8	706,270,799	2.6
26	2,666,695	13.9	2,607,213	18.5	61	783,318,308	7.9	758,811,170	7.4
27	3,119,565	17.0	3,085,808	18.4	62	860,403,187	9.8	831,096,927	9.5
28	4,229,434	35.6	4,033,877	30.7	63	943,419,806	9.6	915,136,929	10.1
29	4,683,942	10.7	4,734,112	17.4	平成元	1,052,131,733	11.5	1,023,930,480	11.9
30	4,883,504	4.3	4,957,427	4.7	2	1,166,659,652	10.9	1,135,915,861	10.9
31	5,478,216	12.2	5,253,600	6.0	3	1,213,031,210	4.0	1,186,017,510	4.4
32	6,529,572	19.2	6,045,561	15.1	4	1,308,770,015	7.9	1,279,784,071	7.9
33	7,715,424	18.2	7,177,120	18.7	5	1,321,966,414	1.0	1,293,873,008	1.1
34	8,939,603	15.9	8,487,205	18.3	6	1,287,026,687	△ 2.6	1,256,549,566	△ 2.9
35	11,002,202	23.1	10,361,093	22.1	7	1,317,867,328	2.4	1,289,754,858	2.6
36	14,216,375	29.2	13,392,760	29.3	8	1,333,629,694	1.2	1,306,120,703	1.3
37	18,401,375	29.4	17,279,335	29.0	9	1,331,533,391	△ 0.2	1,306,753,639	0.0
38	22,570,277	22.7	21,475,635	24.3	10	1,325,697,121	△ 0.4	1,285,906,479	△ 1.6
39	28,585,520	26.7	27,398,556	27.6	11	1,351,322,366	1.9	1,324,684,695	3.0
40	35,395,309	23.8	33,600,188	22.6	12	1,290,452,473	△ 4.5	1,258,366,335	△ 5.0
41	43,775,543	23.7	42,232,783	25.7	13	1,304,202,796	1.1	1,269,844,481	0.9
42	51,782,172	18.3	49,690,789	17.7	14	1,286,203,385	△ 1.4	1,261,569,738	△ 0.7
43	62,535,841	20.8	59,519,082	19.8	15	1,267,707,391	△ 1.4	1,240,437,077	△ 1.7
44	82,755,799	32.3	78,157,847	31.3	16	1,281,965,092	1.1	1,252,358,087	1.0
45	106,244,187	28.4	101,825,392	30.3	17	1,285,902,300	0.3	1,254,251,198	0.2
46	140,006,897	31.8	136,082,392	33.6	18	1,316,343,961	2.4	1,279,578,945	2.0
47	172,793,365	23.4	167,535,463	23.1	19	1,347,001,552	2.3	1,313,542,819	2.7
48	233,889,079	35.4	226,335,866	35.1	20	1,402,252,037	4.1	1,317,801,510	0.3
49	307,000,896	31.3	300,429,502	32.7	21	1,476,385,341	5.3	1,430,863,385	8.6
50	337,553,068	10.0	330,548,239	10.0	22	1,509,336,246	2.2	1,470,364,581	2.8
51	365,830,279	8.4	356,430,761	7.8	23	1,509,841,674	0.0	1,465,147,905	△ 0.4
52	412,913,918	12.9	404,418,117	13.5	24	1,508,328,836	△ 0.1	1,464,870,331	△ 0.0
53	471,465,515	14.2	460,008,046	13.7	25	1,520,500,716	0.80	1,469,265,616	0.3
54	509,051,705	8.0	494,901,192	7.6	26	1,575,847,694	3.6	1,528,697,708	4.00
55	555,604,112	9.1	542,858,527	9.7	27	1,624,112,618	3.1	1,567,662,706	2.5
56	607,155,110	9.3	594,969,512	9.6	28	1,632,104,181	0.5	1,584,526,724	1.1
57	649,955,956	7.0	633,228,562	6.4	29	1,654,627,024	1.4	1,600,531,933	1.0
58	680,493,260	4.7	660,961,459	4.4	30	1,660,825,385	0.4	1,610,359,554	0.6
59	706,367,755	3.8	688,578,927	4.2	令和元	1,706,855,935	2.8	1,655,437,635	2.8

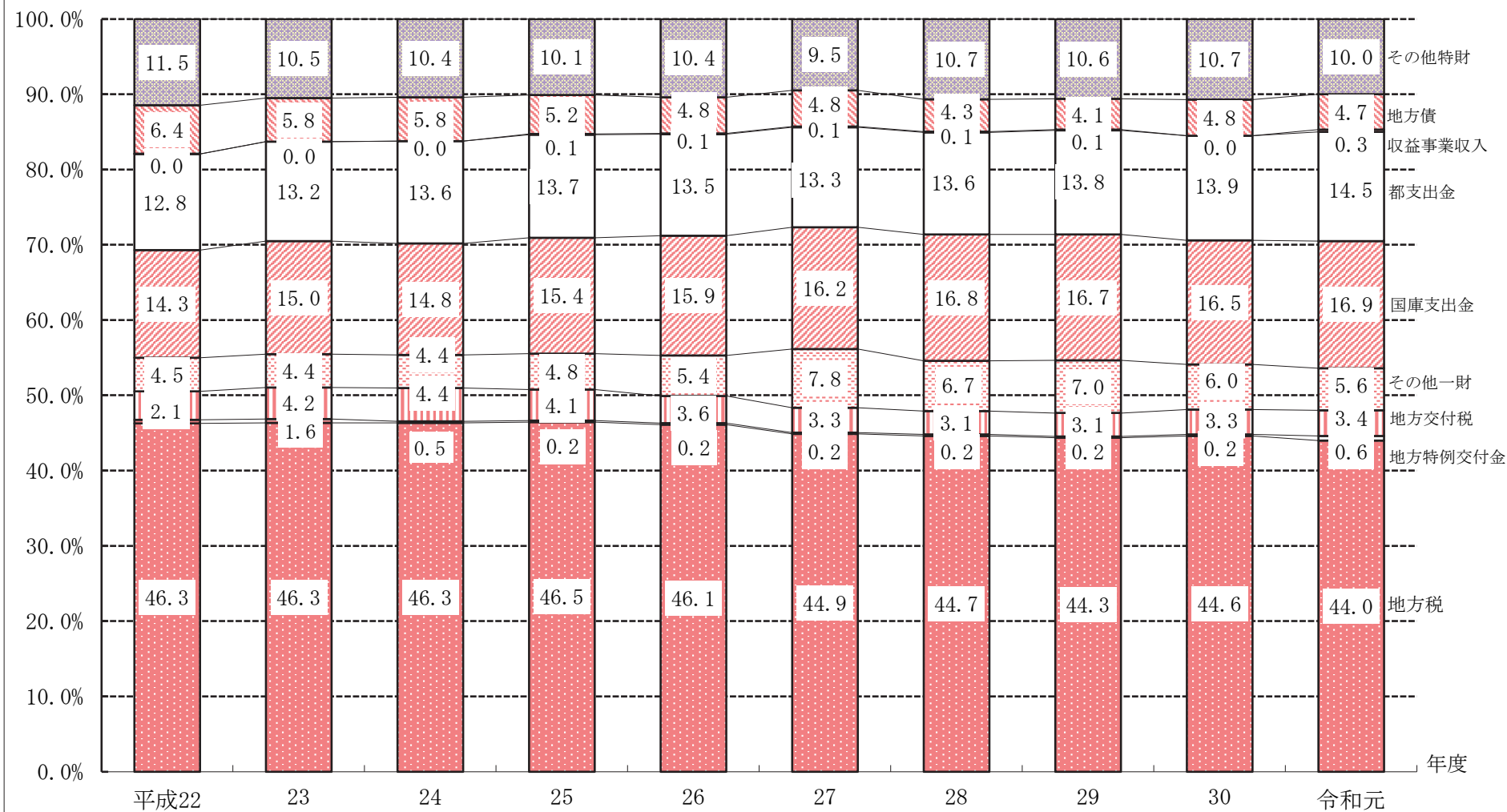
# 令和元年度 市町村普通会計決算



歳出決算規模の推移（平成22年度=100）

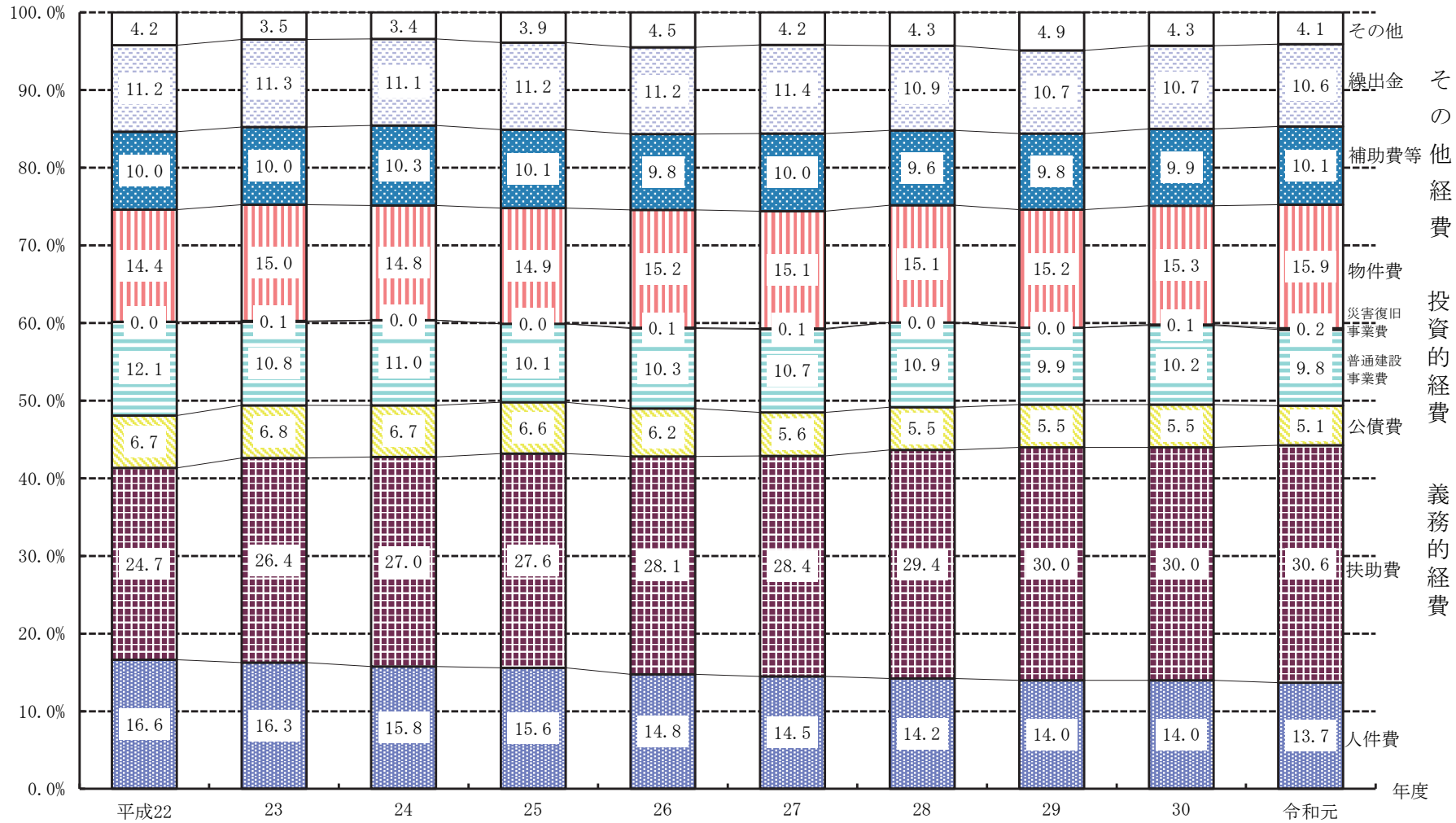


歳入項目別構成比の推移

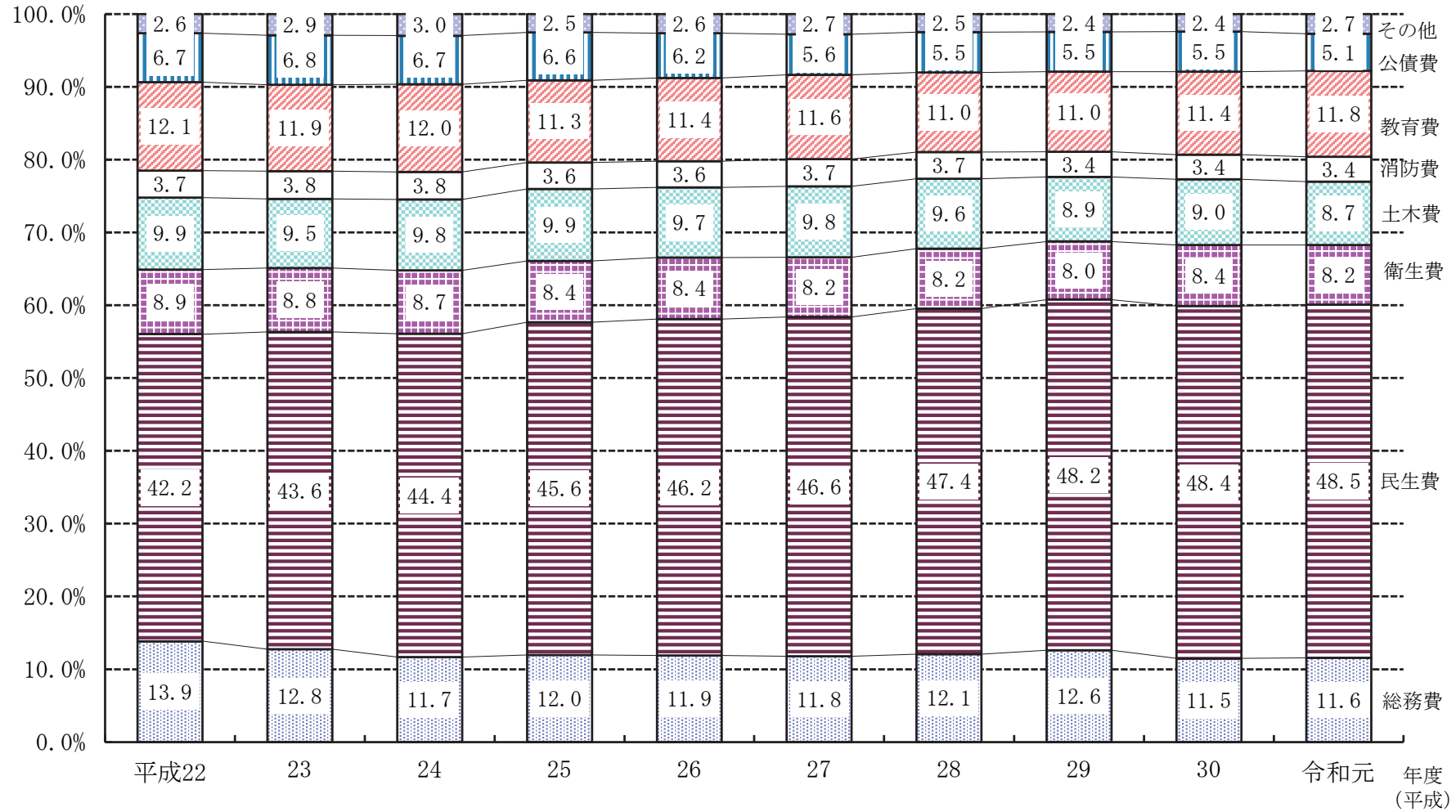




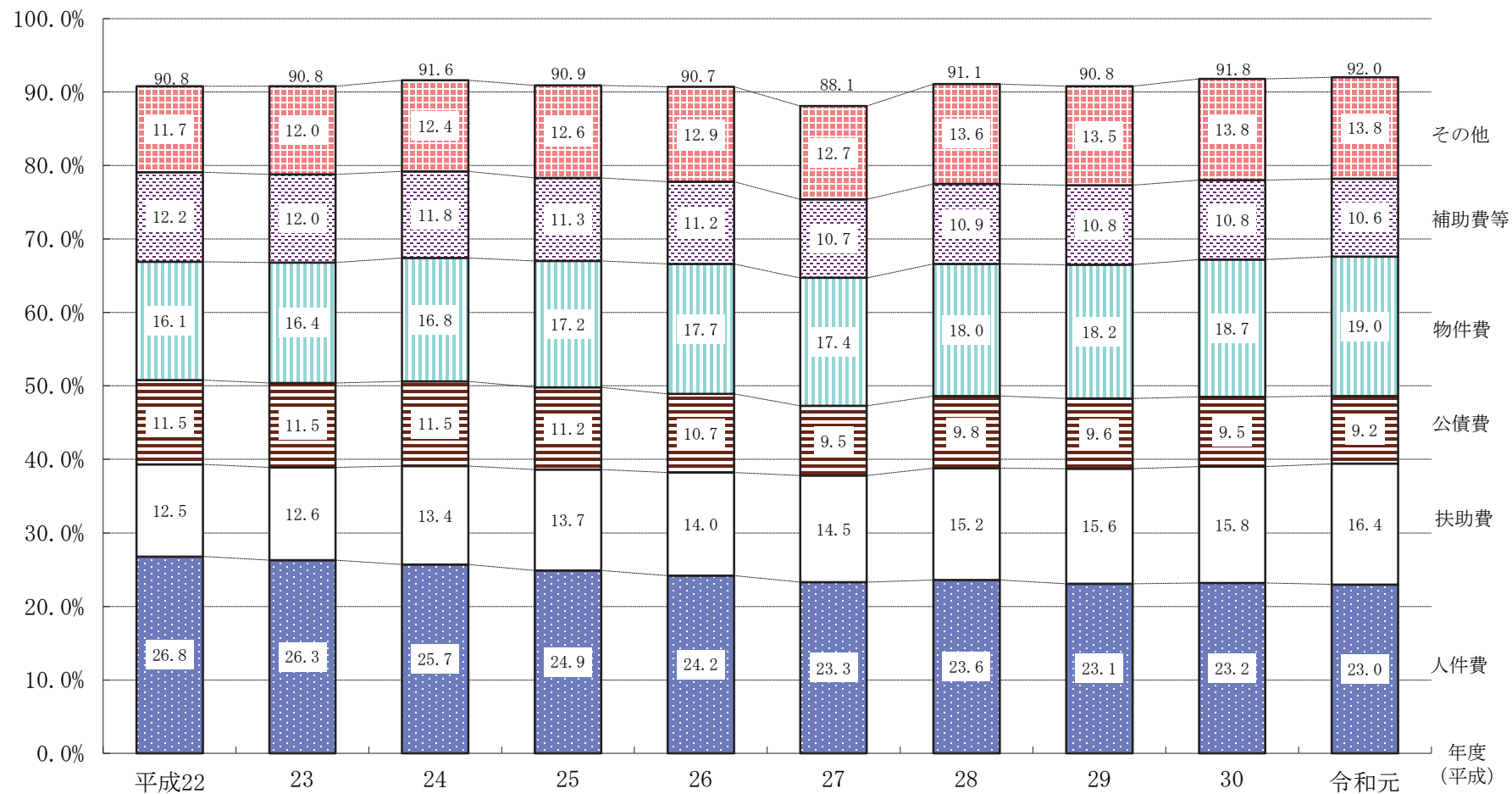
### 性質別歳出構成比の推移



目的別歳出構成比の推移

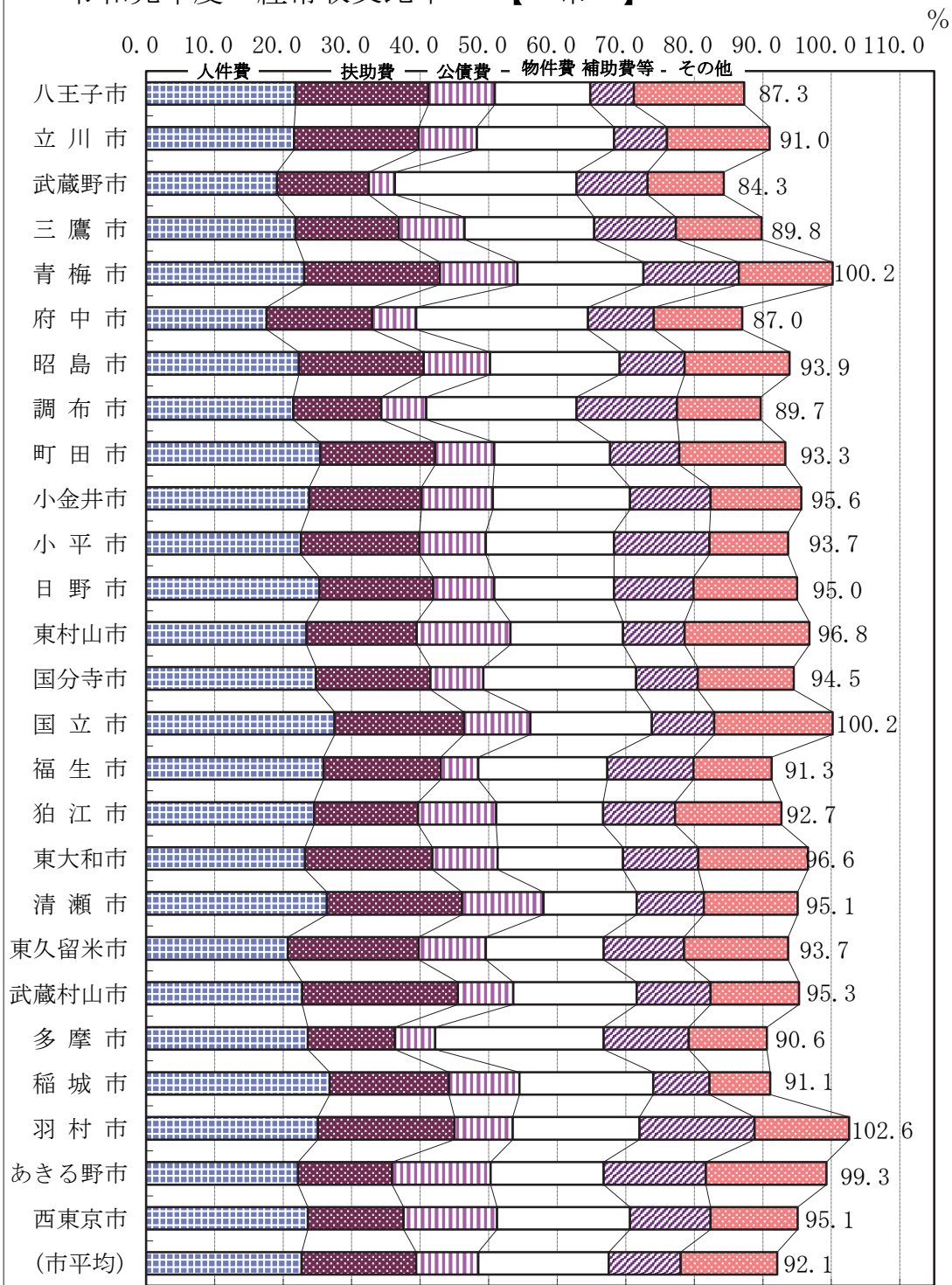


## 経常収支比率の推移

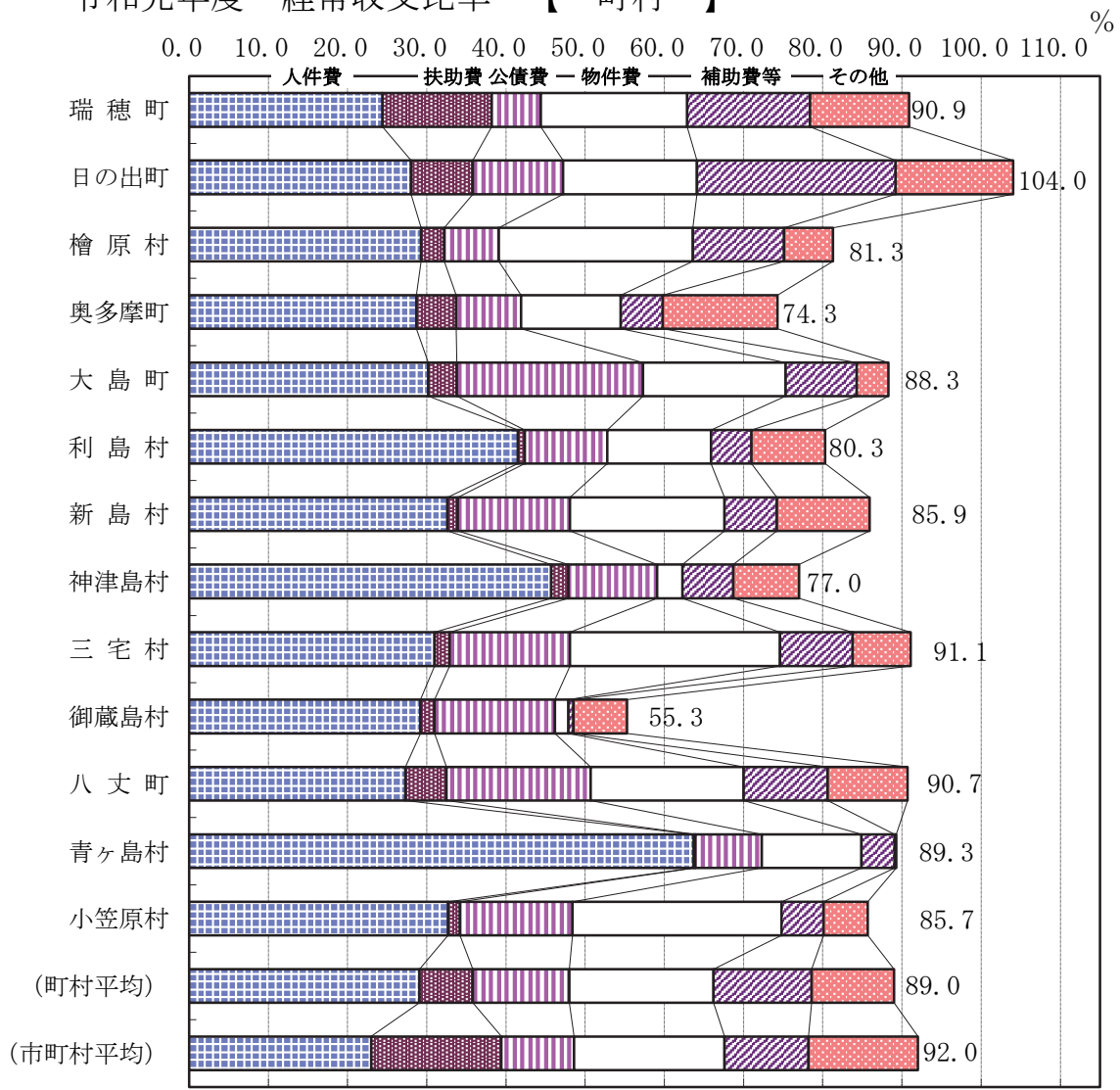


※平成13年度から平成18年度までは、減税補填債及び臨時財政対策債を分母に加えた率、平成19年度以降は、減収補填債（特例分）及び臨時財政対策債を分母に加えた率である。

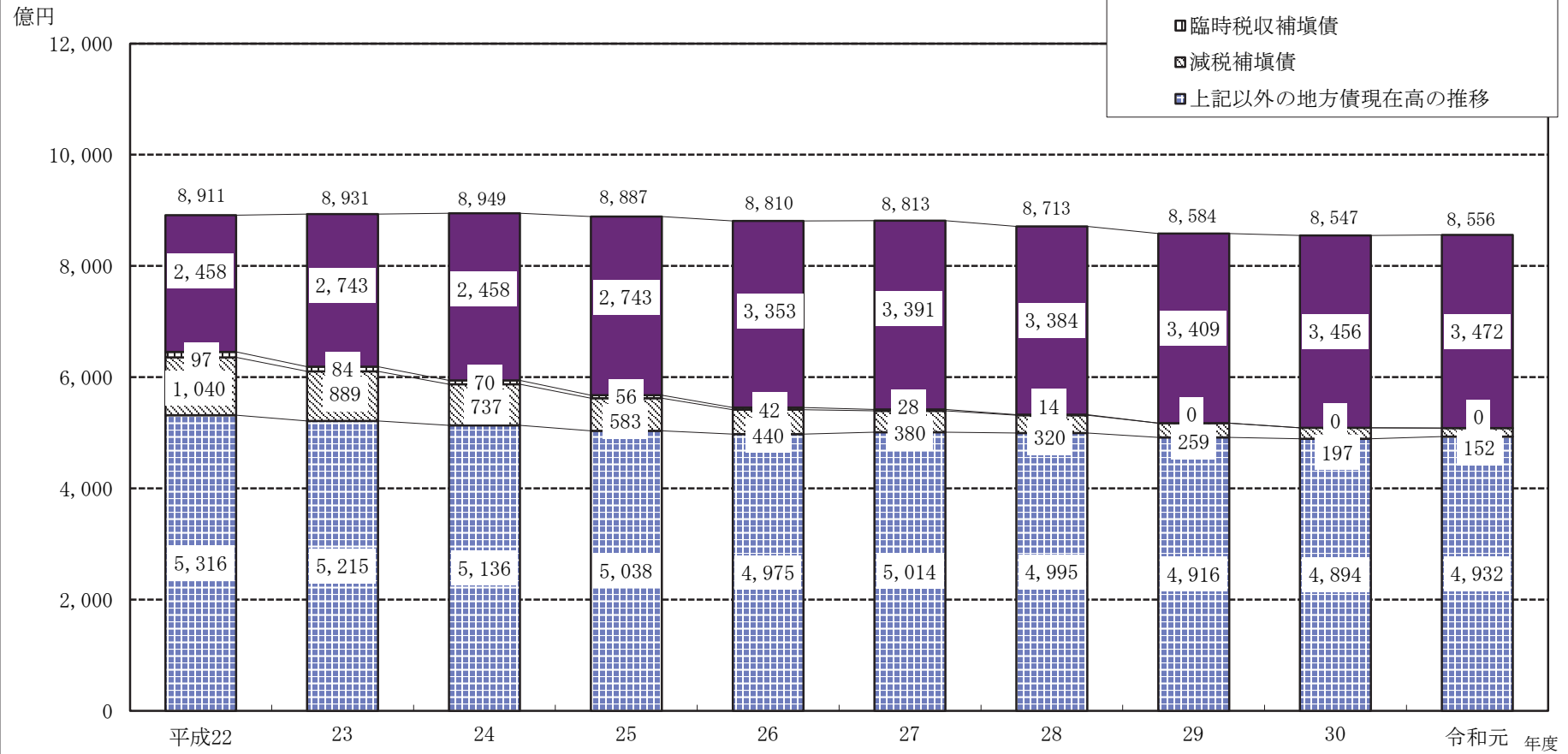
# 令和元年度 経常収支比率 【市】



# 令和元年度 経常収支比率 【 町村 】

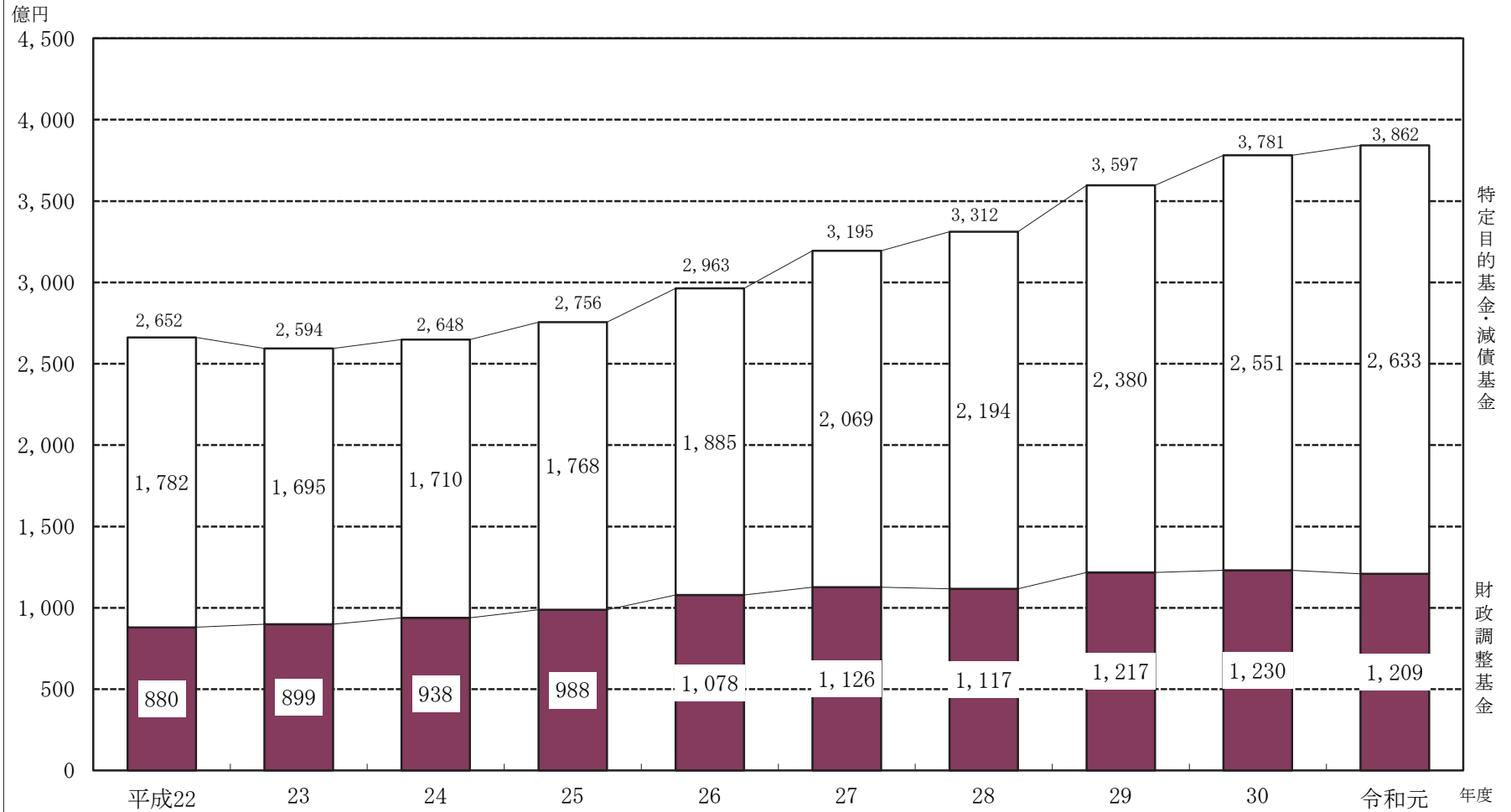


### 地方債現在高の推移



注： 現在高は、特定資金公共事業債(NTT債)分を除いた数値である。

# 積立金現在高の推移



## 令和元年度 東京都市町村普通会計決算の概要

### 1 総括

- 令和元年度の東京都市町村（26市5町8村）の決算規模は、前年度に比べて歳入、歳出ともに2.8%の増となり（表1）、いずれも7年連続で増加となった。
- 決算収支では、実質収支が447億86百万円で1.9%の減となったものの（表1）、昭和53年度以降42年連続して全団体黒字となった。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方税や地方交付税などが前年度に比べ増加したものの、扶助費や物件費等の経常経費充当一般財源が増加した結果、0.2ポイント増の92.0%となった（表2）。
- 将来にわたる財政負担は、積立金現在高が増加したものの、債務負担行為翌年度以降支出予定額等が増加したため、前年度に比べ0.3%増加し、9,042億8百万円となった（表3）。
- 今後、歳出面においては喫緊の課題である待機児童の解消に加え、超高齢社会への対応や老朽化した公共施設等の更新整備などに伴う負担増が見込まれる。加えて、新型コロナウイルス感染症による影響が歳入、歳出ともに懸念される。このため、引き続き、財政基盤の強化や行財政改革に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営を行うことが求められている。

（表1）決算規模及び収支

（単位：百万円、%）

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
歳入総額	1,706,856	1,660,825	46,031	2.8
歳出総額	1,655,438	1,610,360	45,078	2.8
実質収支	44,786	45,646	△ 859	△ 1.9

（表2）財政指標の状況

（単位：%）

区分	令和元年度	平成30年度	対前年度比較
実質収支比率	5.2	5.3	△ 0.1
経常収支比率	92.0	91.8	0.2

（注）各比率は、全市町村の加重平均である。

（表3）将来にわたる財政負担の状況

（単位：百万円、%）

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	855,560	854,719	841	0.1
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	434,854	424,690	10,165	2.4
積立金現在高 C	386,207	378,095	8,112	2.1
将来にわたる財政負担 A + B - C	904,208	901,314	2,894	0.3
対標準財政規模比	105.1	105.1		

- ※ 本内容は、総務省の「地方財政状況調査」による調査結果を基に都が作成したものである。
- ※ 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しない場合がある。
- ※ 各表の「増減額」「増減率」「構成比」の数値は、千円単位の決算数値を基に算出したものである。

【問合せ先】 総務局行政部市町村課  
【電話】 直通：03 - 5388 - 2432



## 2 決算規模及び収支

### (1) 決算規模

- 東京都市町村の令和元年度普通会計決算は、歳入総額 1 兆7,068億56百万円、歳出総額 1 兆6,554億38百万円となった。
- 決算規模は、前年度に比べて歳入、歳出ともに2.8%の増となり、いずれも7年連続で増加となった。

### (2) 収 支

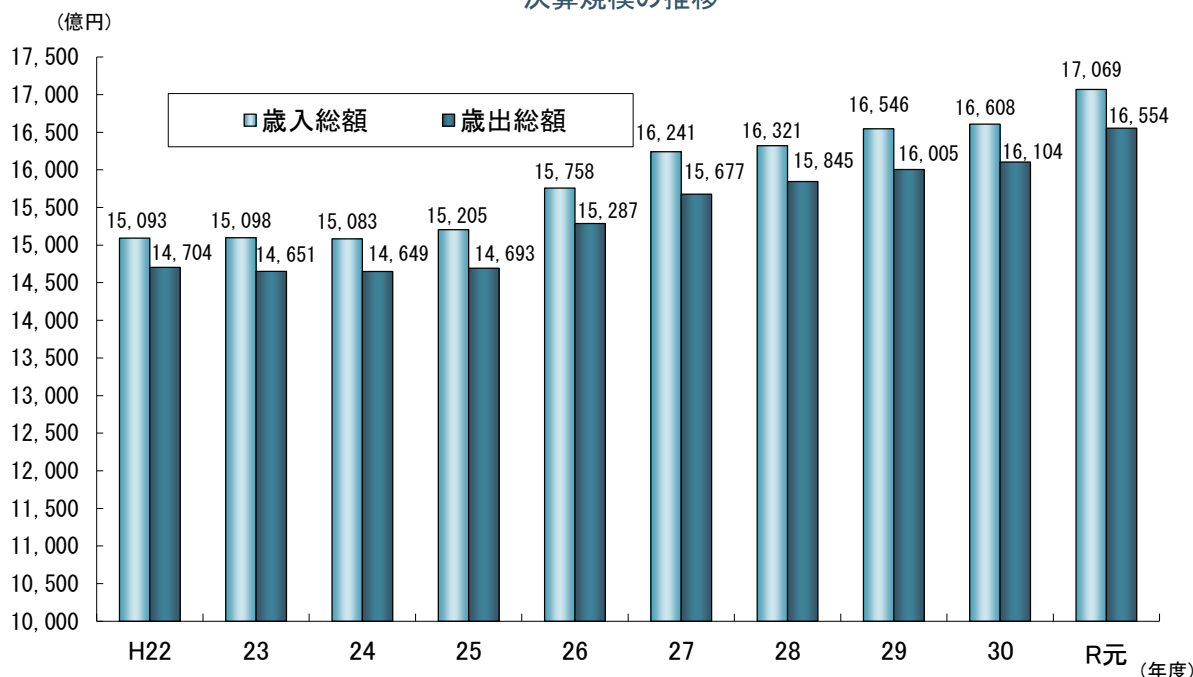
- 形式収支は514億18百万円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、447億86百万円の黒字となった。
- 実質収支から前年度実質収支を除いた単年度収支は8億61百万円の赤字で、積立金や繰上償還金等を考慮した実質単年度収支は28億12百万円の赤字となった。

(表4) 決算規模及び収支

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
歳入総額 A	1,706,856	1,660,825	46,031	2.8
歳出総額 B	1,655,438	1,610,360	45,078	2.8
形式収支 A-B=C	51,418	50,466	952	1.9
翌年度に繰り越すべき財源 D	6,632	4,820	1,812	37.6
実質収支 C-D=E	44,786	45,646	△ 859	△ 1.9
単年度収支 (実質収支-前年度実質収支) F	△ 861	△ 3,800	2,939	77.3
積立金 G	18,189	18,528	△ 339	△ 1.8
繰上償還金 H	1,384	2,273	△ 889	△ 39.1
積立金取崩し額 I	21,524	18,577	2,947	15.9
実質単年度収支 F+G+H-I	△ 2,812	△ 1,576	△ 1,236	△ 78.4

決算規模の推移



### 3 歳入の状況

(1) 一般財源は、1.7%の増となった。

○ 地方税は、1.5%の増となり、7年連続で増となった。このうち、地方税の約5割を占める市町村民税は、個人住民税の納税義務者数の増加や個人所得の上昇により個人均等割、所得割がいずれも1.4%の増となり、市町村民税全体では1.6%の増となった。

○ 地方特例交付金等は、子ども・子育て支援臨時交付金の創設などにより、183.1%の増となった。

(2) 特定財源は、4.0%の増となった。

○ 幼児教育・保育の無償化に係る交付金の増加などにより、国庫支出金は5.8%の増、都支出金は6.8%の増となった。

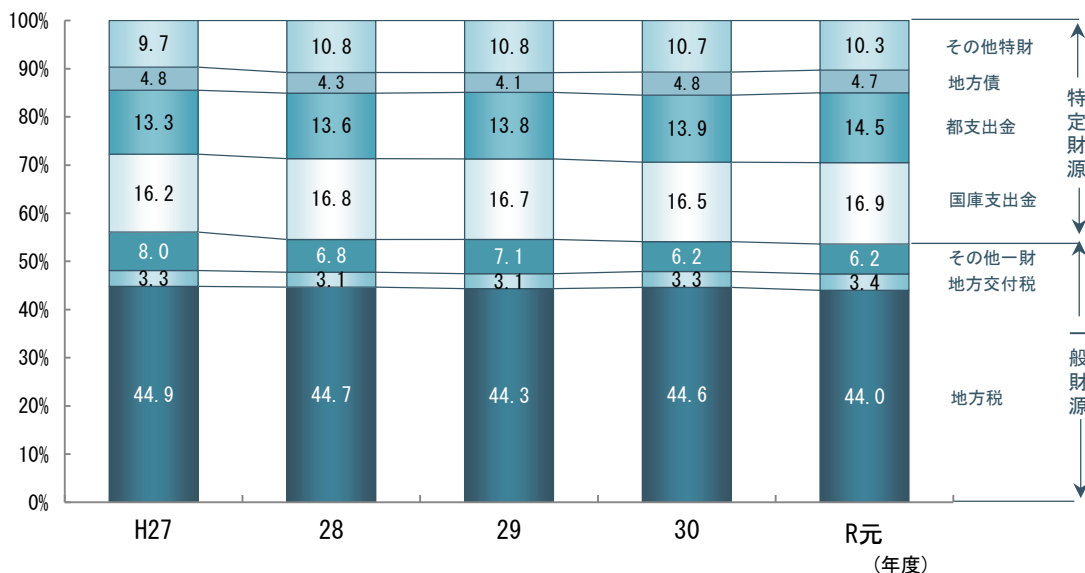
○ 地方債は、災害関連の事業債などの増により2.3%の増となった。

(表5) 歳入内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	1,706,856	100.0	1,660,825	100.0	46,031	2.8
一般財源	915,073	53.6	899,591	54.2	15,482	1.7
地方税	751,282	44.0	740,388	44.6	10,893	1.5
うち市町村民税	368,067	21.6	362,117	21.8	5,950	1.6
うち固定資産税	296,739	17.4	293,031	17.6	3,708	1.3
地方譲与税	7,045	0.4	6,890	0.4	156	2.3
各種交付金	88,366	5.2	93,082	5.6	△ 4,716	△ 5.1
地方特例交付金等	10,236	0.6	3,616	0.2	6,620	183.1
地方交付税	58,143	3.4	55,615	3.3	2,529	4.5
特定財源	791,783	46.4	761,234	45.8	30,549	4.0
国庫支出金	289,118	16.9	273,335	16.5	15,784	5.8
都支出金	246,973	14.5	231,198	13.9	15,775	6.8
地方債	80,899	4.7	79,056	4.8	1,842	2.3
繰越金	48,831	2.9	52,760	3.2	△ 3,930	△ 7.4
その他	125,962	7.4	124,884	7.5	1,078	0.9

歳入構成比の推移



#### 4 歳出の状況（性質別）

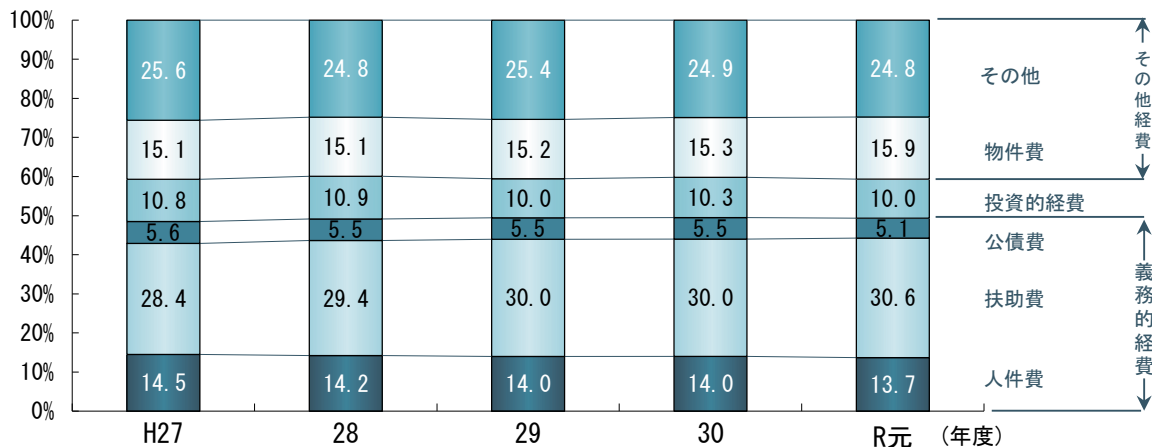
- (1) 義務的経費は2.5%の増で、歳出全体に占める割合は、0.1ポイント減の49.4%となった。
- 人件費は、職員給の増などにより、0.5%の増となった。
  - 扶助費は、保育所運営費の増などにより、4.7%の増となった。
- (2) 投資的経費は0.1%の減となり、歳出全体に占める割合は、0.3ポイント減の10.0%となった。
- 普通建設事業費は、施設整備等の減などにより、1.5%の減となった。
- (3) その他の経費は3.9%の増となり、歳出全体に占める割合は、0.4ポイント増の40.6%となった。
- 物件費は、情報システム関連経費の増などにより、6.8%の増となった。
  - 補助費等は、プレミアム付商品券事業の実施等により、4.7%の増となった。
  - 繰出金は、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増などにより、1.1%の増となった。

(表6) 歳出内訳（性質別）

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	1,655,438	100.0	1,610,360	100.0	45,078	2.8
義務的経費	817,379	49.4	797,312	49.5	20,067	2.5
人件費	226,240	13.7	225,122	14.0	1,118	0.5
うち職員給	144,379	8.7	143,222	8.9	1,156	0.8
うち退職金	15,145	0.9	15,642	1.0	△ 497	△ 3.2
扶助費	505,919	30.6	483,392	30.0	22,527	4.7
公債費	85,220	5.1	88,798	5.5	△ 3,578	△ 4.0
投資的経費	165,202	10.0	165,383	10.3	△ 181	△ 0.1
うち普通建設事業費	161,838	9.8	164,319	10.2	△ 2,482	△ 1.5
うち補助事業費	46,403	2.8	57,071	3.5	△ 10,668	△ 18.7
うち単独事業費	114,011	6.9	106,010	6.6	8,001	7.5
その他経費	672,857	40.6	647,665	40.2	25,192	3.9
物件費	263,959	15.9	247,120	15.3	16,839	6.8
補助費等	166,683	10.1	159,148	9.9	7,535	4.7
積立金	54,489	3.3	56,185	3.5	△ 1,695	△ 3.0
繰出金	175,048	10.6	173,081	10.7	1,967	1.1
その他	12,678	0.8	12,132	0.8	546	4.5

歳出（性質別）構成比の推移



## 5 歳出の状況（目的別）

東京都市町村における目的別歳出の大きなものは、民生費、教育費、総務費、土木費、衛生費の順となっており、この5項目で全体の約9割を占めている。

その主な特徴は、次のとおりである。

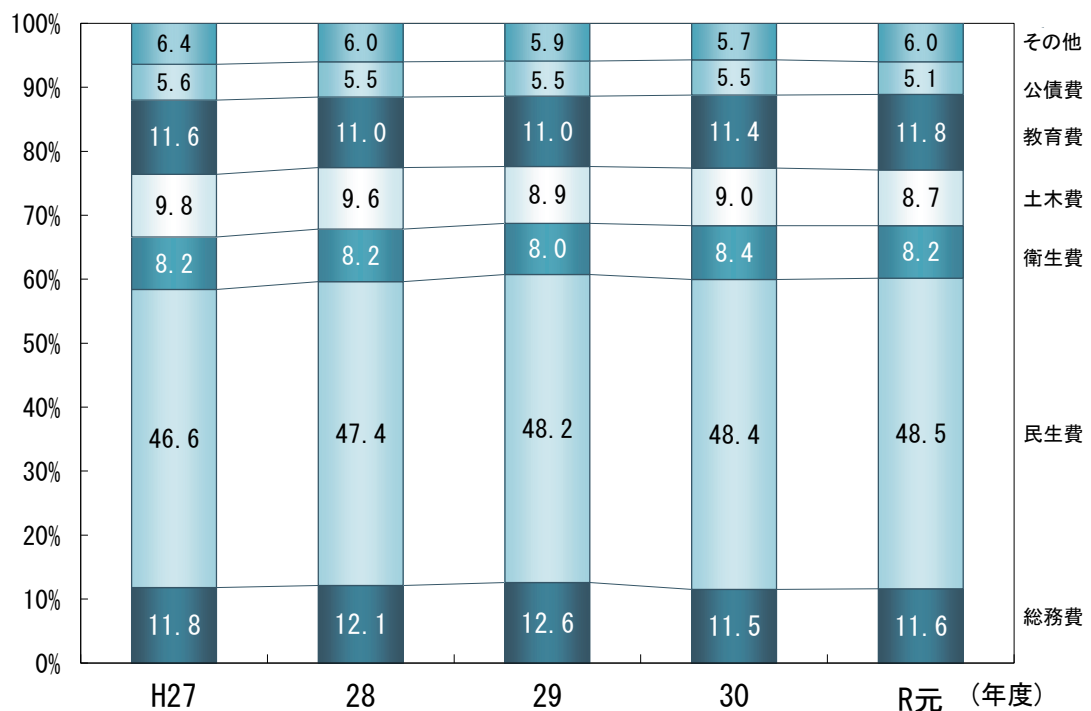
- (1) 民生費は、児童福祉費の増などにより、3.1%の増となった。
- (2) 教育費は、教育総務費、体育施設費の増などにより、5.6%の増となった。
- (3) 総務費は、選挙費の増などにより、3.8%の増となった。
- (4) 土木費は、都市計画費の減などにより、0.6%の減となった。
- (5) 衛生費は、保健衛生費の増などにより、0.2%の増となった。

（表7）歳出内訳（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和元年度		平成30年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	1,655,438	100.0	1,610,360	100.0	45,078	2.8
総務費	191,881	11.6	184,780	11.5	7,101	3.8
民生費	803,176	48.5	778,924	48.4	24,253	3.1
衛生費	136,331	8.2	136,013	8.4	317	0.2
労働費	7,183	0.4	7,035	0.4	148	2.1
農林水産業費	7,364	0.4	7,013	0.4	352	5.0
商工費	15,041	0.9	11,908	0.7	3,133	26.3
土木費	144,059	8.7	144,898	9.0	△ 839	△ 0.6
消防費	55,996	3.4	54,431	3.4	1,565	2.9
教育費	194,569	11.8	184,298	11.4	10,271	5.6
公債費	85,222	5.1	88,798	5.5	△ 3,576	△ 4.0
その他	14,615	0.9	12,262	0.8	2,353	19.2

歳出（目的別）構成比の推移



## 6 財政指標

### (1) 実質収支比率

- 実質収支の減に伴い、前年度から0.1ポイント減の5.2%となった。

### (2) 経常収支比率

- 前年度から0.2ポイント増の92.0%となった。
- これは、分母が地方税や地方交付税の増などにより1.4%の増となったものの、分子が扶助費、物件費の増などにより1.6%の増となったことによるものである。
- なお、臨時財政対策債及び減収補填債（特例分）を分母から除いた率で比較すると、前年度を0.1ポイント下回る95.0%となっている。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される実質公債費比率等は、暫定値を9月下旬に公表する予定である。

(表8) 財政指標の推移

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実質収支比率	(6.1)	(5.1)	(6.0)	(5.5)	(5.4)
	5.9	5.0	5.8	5.3	5.2
経常収支比率	(90.6)	(93.4)	(93.7)	(95.1)	(95.0)
	88.1	91.1	90.8	91.8	92.0

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。

※ 実質収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母から除いた率、経常収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債及び減収補填債(特例分)を分母から除いた率である。

#### ○実質収支比率

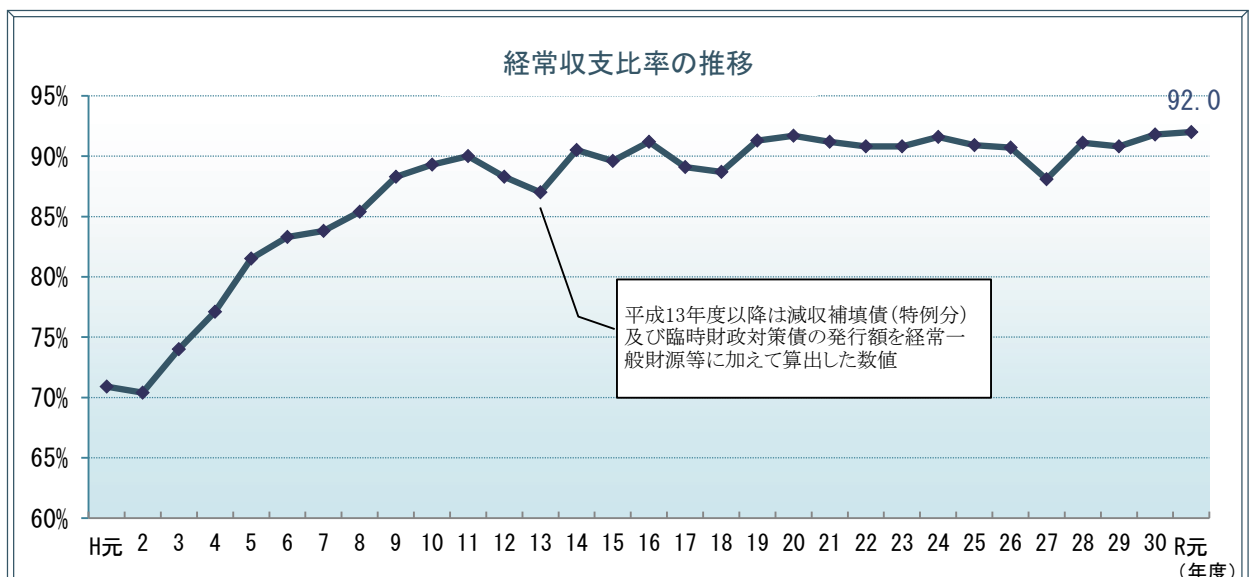
実質収支の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

#### ○経常収支比率

義務的経費等の経常経費に占める地方税等の経常一般財源等の割合を指標化し、財政構造の弾力性を示すもの

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補填債(特例分)} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$$



## 7 将来にわたる財政負担

### (1) 地方債現在高

- 災害関連の事業債の増などにより、前年度に比べ0.1%の増となった。

### (2) 債務負担行為翌年度以降支出予定額

- 施設整備及び運営管理等に係る支出予定額の増などにより、前年度に比べ2.4%の増となった。

### (3) 積立金現在高

- 財政調整基金が1.7%の減となり、また、その他特定目的基金が4.0%の増となった結果、全体では、前年度に比べ2.1%の増となった。

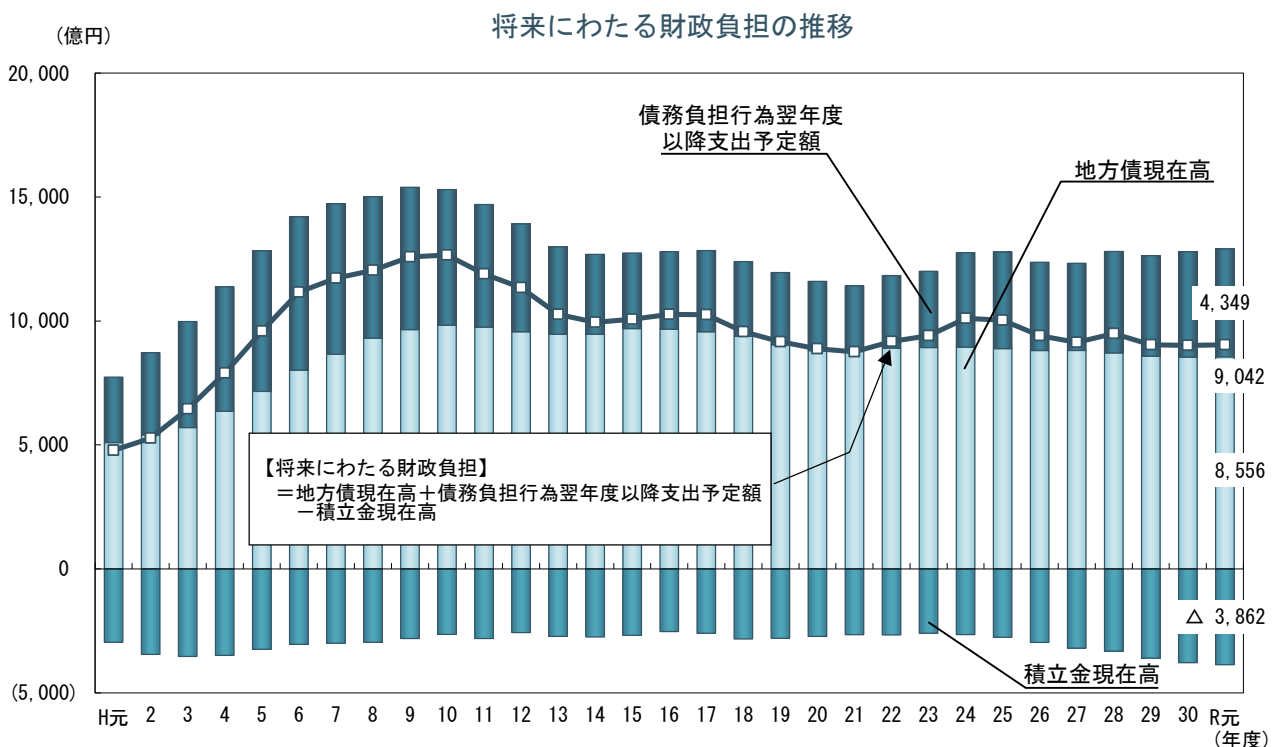
### (4) 将来にわたる財政負担

- 積立金現在高が増加したものの、地方債現在高及び債務負担行為翌年度以降支出予定額が増加した結果、将来にわたる財政負担（地方債現在高+債務負担行為翌年度以降支出予定額-積立金現在高）は、前年度に比べ0.3%の増となった。

(表9) 将来にわたる財政負担の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	855,560	854,719	841	0.1
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	434,854	424,690	10,165	2.4
積立金現在高 C	386,207	378,095	8,112	2.1
財政調整基金	120,906	122,958	△ 2,052	△ 1.7
減債基金	4,328	4,192	136	3.3
その他特定目的基金	260,973	250,945	10,028	4.0
将来にわたる財政負担 A+B-C	904,208	901,314	2,894	0.3
標準財政規模 D	860,533	857,874	2,659	0.3
$(A+B-C) / D \times 100$	105.1	105.1		



(表10) 各団別決算収支

市町村名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B=C	翌年度に繰り越すべき財源 D	実質収支 C-D=E	実質収支比率		経常収支比率	市町村名
						歳入を分母から除いた率	歳出を分母から除いた率		
八王子市	209,499,468	205,650,422	3,849,046	2,234,128	1,614,918	1.5	(1.6)	87.3	八王子市
立川市	80,667,857	75,637,291	5,030,566	713,332	4,317,234	10.5	(10.5)	91.0	立川市
武蔵野市	71,391,022	68,465,219	2,925,803	135,543	2,790,260	6.7	(6.7)	84.3	武蔵野市
三鷹市	73,147,701	71,925,617	1,222,084	99,505	1,122,579	2.8	(2.8)	89.8	三鷹市
青梅市	51,857,053	51,015,248	841,805	125,002	716,803	2.7	(2.9)	100.2	青梅市
府中市	105,551,007	102,997,593	2,553,414	27,351	2,526,063	4.6	(4.6)	87.0	府中市
昭島市	46,589,350	45,182,987	1,406,363	88,208	1,318,155	6.1	(6.2)	93.9	昭島市
調布市	96,470,371	92,992,103	3,478,268	688,519	2,789,749	6.1	(6.1)	89.7	調布市
町田市	159,397,944	154,324,046	5,073,898	576,143	4,497,755	5.7	(5.9)	93.3	町田市
小金井市	46,998,282	44,760,300	2,237,982	12,855	2,225,127	9.9	(9.9)	95.6	小金井市
小平市	67,701,603	65,567,658	2,133,945	1,080	2,132,865	6.0	(6.2)	93.7	小平市
日野市	73,581,978	71,606,338	1,975,640	25,463	1,950,177	5.6	(5.9)	95.0	日野市
東村山市	56,994,495	54,839,669	2,154,826	221,055	1,933,771	6.7	(7.2)	96.8	東村山市
国分寺市	48,600,565	47,124,544	1,476,021	182,539	1,293,482	5.3	(5.3)	94.5	国分寺市
国立市	30,651,976	30,285,200	366,776	2,184	364,592	2.4	(2.4)	100.2	国立市
福生市	25,359,062	24,678,918	680,144	208	679,936	5.8	(6.3)	91.3	福生市
狛江市	29,857,876	28,875,637	982,239	76,654	905,585	5.8	(6.2)	92.7	狛江市
東大和市	33,397,772	31,933,530	1,464,242	80,140	1,384,102	8.1	(8.8)	96.6	東大和市
清瀬市	31,713,571	30,979,872	733,699	49,968	683,731	4.4	(4.7)	95.1	清瀬市
東久留米	44,385,281	42,328,829	2,056,452	333,662	1,722,790	7.6	(8.2)	93.7	東久留米
武蔵村山	29,003,825	28,165,643	838,182	26,641	811,541	5.8	(6.3)	95.3	武蔵村山
多摩市	57,550,935	55,961,691	1,589,244	296,696	1,292,548	4.2	(4.2)	90.6	多摩市
稲城市	34,034,961	33,006,107	1,028,854	54,388	974,466	5.5	(5.8)	91.1	稲城市
羽村市	23,200,272	22,486,389	713,883	12,844	701,039	6.2	(6.4)	102.6	羽村市
あきる野	31,503,619	30,811,696	691,923	86,014	605,909	3.7	(3.9)	99.3	あきる野
西東京市	72,192,986	70,780,699	1,412,287	100	1,412,187	3.6	(3.9)	95.1	西東京市
瑞穂町	17,440,602	17,030,424	410,178	144,152	266,026	3.8	(3.8)	90.9	瑞穂町
日の出町	9,364,453	9,053,352	311,101	10,623	300,478	7.1	(7.7)	104.0	日の出町
檜原村	3,725,383	3,602,574	122,809	13,031	109,778	7.8	(8.0)	81.3	檜原村
奥多摩町	7,338,017	7,093,106	244,911	50,520	194,391	7.5	(7.8)	74.3	奥多摩町
大島町	9,530,718	9,422,466	108,252	21,818	86,434	2.6	(2.7)	88.3	大島町
利島村	1,317,424	1,263,862	53,562	0	53,562	15.9	(16.3)	80.3	利島村
新島村	4,435,955	4,169,082	266,873	52,173	214,700	12.8	(13.2)	85.9	新島村
神津島村	2,884,326	2,802,325	82,001	0	82,001	7.3	(7.6)	77.0	神津島村
三宅村	4,271,168	4,116,573	154,595	0	154,595	9.8	(10.1)	91.1	三宅村
御蔵島村	1,599,696	1,536,770	62,926	9,417	53,509	14.8	(15.2)	55.3	御蔵島村
八丈町	7,553,626	7,377,841	175,785	94,935	80,850	2.3	(2.4)	90.7	八丈町
青ヶ島村	1,209,823	951,222	258,601	73,218	185,383	77.4	(79.5)	89.3	青ヶ島村
小笠原村	4,883,912	4,634,792	249,120	11,766	237,354	12.4	(12.9)	85.7	小笠原村
市計	1,631,300,832	1,582,383,246	48,917,586	6,150,222	42,767,364	5.1	(5.3)	92.1	市計
西多摩計	37,868,455	36,779,456	1,088,999	218,326	870,673	5.7	(5.9)	91.1	西多摩計
島しょ計	37,686,648	36,274,933	1,411,715	263,327	1,148,388	8.2	(8.5)	86.7	島しょ計
町村計	75,555,103	73,054,389	2,500,714	481,653	2,019,061	6.9	(7.1)	89.0	町村計
市町村計	1,706,855,935	1,655,437,635	51,418,300	6,631,875	44,786,425	5.2	(5.4)	92.0	市町村計

(単位:千円、%)

令和2年9月25日に公表した速報値から  
変動はありません。

令和2年11月26日  
総務局

## 令和元年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要（確報）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第4項及び同法第22条第3項の規定に基づき、都内区市町村等（62区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合）の令和元年度決算に基づく健全化判断比率等（健全化判断比率及び資金不足比率）の概要を公表します。

※ 健全化判断比率等についての定義及び基準については、別紙1をご覧ください。

### 1 健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません。

※ 団体別の健全化判断比率について、特別区分は別紙2を、市町村分は別紙3をご覧ください。

#### (1) 実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

#### (2) 連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

#### (3) 実質公債費比率

早期健全化基準25%以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体もありません。

#### (4) 将来負担比率

早期健全化基準350%以上の団体はありません。

### 2 資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません。

※ 団体別の資金不足比率については、別紙4をご覧ください。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は72です。



### 3 総括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかしながら、歳出面においては、待機児童の解消や超高齢社会への対応に加え、公共施設の老朽化対策などに伴う負担の増加が見込まれるほか、新型コロナウイルス感染症に伴う影響が歳入、歳出両面で危惧され、今後、地方債の発行や基金の取崩しにより、指標が悪化することも懸念されます。

このため、各区市町村においては、これらの指標に基づき、地方公営企業や、土地開発公社をはじめとした第三セクター等の経営を含めた団体全体の財政状況を分析・把握しつつ、今後も、財政運営の一層の健全化に取り組んでいくことが重要です。

※ なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、これらの指標が必ずしも特別区の実態を正確に表しているとは言えません。

<問い合わせ先>

総務局行政部区政課

電話 03-5388-2426

総務局行政部市町村課

電話 03-5388-2432

## 【用語の定義】

## ○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} \quad (\text{3か年平均}) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

## ○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

## ○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

## 【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等（区市町村）】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

## 令和元年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度
千代田区	—	—	—	—	0.0	0.3	—	—
中央区	—	—	—	—	-0.1	0.0	—	—
港区	—	—	—	—	-1.8	-2.5	—	—
新宿区	—	—	—	—	-3.7	-3.8	—	—
文京区	—	—	—	—	-4.5	-4.5	—	—
台東区	—	—	—	—	-2.4	-1.9	—	—
墨田区	—	—	—	—	-1.2	-0.8	—	—
江東区	—	—	—	—	-4.0	-4.2	—	—
品川区	—	—	—	—	-4.5	-4.5	—	—
目黒区	—	—	—	—	-4.0	-4.0	—	—
大田区	—	—	—	—	-4.0	-3.9	—	—
世田谷区	—	—	—	—	-4.5	-3.8	—	—
渋谷区	—	—	—	—	-3.8	-3.7	—	—
中野区	—	—	—	—	-2.8	-2.4	—	—
杉並区	—	—	—	—	-6.0	-6.2	—	—
豊島区	—	—	—	—	-1.8	-2.4	—	—
北区	—	—	—	—	-3.2	-3.4	—	—
荒川区	—	—	—	—	0.0	1.2	—	—
板橋区	—	—	—	—	-3.6	-3.8	—	—
練馬区	—	—	—	—	-3.6	-4.0	—	—
足立区	—	—	—	—	-3.4	-3.4	—	—
葛飾区	—	—	—	—	-1.8	-0.1	—	—
江戸川区	—	—	—	—	-5.6	-5.8	—	—
特別区平均	—	—	—	—	-3.5	-3.4	—	—

- 【備考】1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。  
2 平均値は加重平均である。

## 令和元年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（市町村分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度
八王子市	—	—	—	—	-0.7	-0.6	—	—
立川市	—	—	—	—	2.4	2.8	—	—
武蔵野市	—	—	—	—	-0.4	-0.4	—	—
三鷹市	—	—	—	—	1.4	2.3	6.8	2.5
青梅市	—	—	—	—	2.7	2.7	—	—
府中市	—	—	—	—	2.7	3.0	—	—
昭島市	—	—	—	—	0.3	0.2	—	—
調布市	—	—	—	—	0.3	0.5	9.7	6.8
町田市	—	—	—	—	0.0	-0.3	—	—
小金井市	—	—	—	—	2.1	2.5	17.9	7.6
小平市	—	—	—	—	1.7	1.2	—	—
日野市	—	—	—	—	-2.2	-2.3	13.1	1.0
東村山市	—	—	—	—	2.7	3.4	0.2	0.3
国分寺市	—	—	—	—	-1.2	-1.0	0.4	—
国立市	—	—	—	—	-0.4	-0.8	—	—
福生市	—	—	—	—	-3.2	-3.2	—	—
狛江市	—	—	—	—	1.9	2.0	10.1	14.3
東大和市	—	—	—	—	-2.7	-2.7	—	—
清瀬市	—	—	—	—	3.5	3.6	23.8	21.9
東久留米市	—	—	—	—	0.3	0.2	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	0.0	-0.2	—	—
多摩市	—	—	—	—	1.6	0.6	—	—
稲城市	—	—	—	—	2.9	2.7	32.8	33.7
羽村市	—	—	—	—	1.6	2.0	15.1	7.7
あきる野市	—	—	—	—	8.2	8.6	44.4	45.5
西東京市	—	—	—	—	1.7	0.8	21.7	25.2
瑞穂町	—	—	—	—	0.6	0.8	—	—
日の出町	—	—	—	—	4.5	5.3	—	—
檜原村	—	—	—	—	5.0	5.2	—	—
奥多摩町	—	—	—	—	6.8	5.9	—	—
大島町	—	—	—	—	12.2	12.0	134.8	131.9
利島村	—	—	—	—	4.0	2.8	—	—
新島村	—	—	—	—	6.2	6.8	—	—
神津島村	—	—	—	—	2.2	1.6	—	—
三宅村	—	—	—	—	4.7	3.9	—	—
御蔵島村	—	—	—	—	3.3	2.4	—	—
八丈町	—	—	—	—	12.3	12.5	6.6	17.5
青ヶ島村	—	—	—	—	-0.2	-0.3	—	—
小笠原村	—	—	—	—	6.9	8.4	—	—
市町村平均	—	—	—	—	1.0	1.0	—	—
市平均	—	—	—	—	0.8	0.8	—	—
町村平均	—	—	—	—	5.6	5.7	—	—

【備考】1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。  
2 平均値は加重平均である。

## 令和元年度決算に基づく資金不足比率一覧表

(単位：%)

団体名	特別会計の名称	資金不足比率		団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		元年度	30年度			元年度	30年度
八王子市	下水道事業特別会計	—	—	羽村市	羽村市下水道事業会計	—	—
立川市	下水道事業	—	—	あきる野市	下水道事業特別会計	—	—
武蔵野市	水道事業	—	—	西東京市	下水道事業会計	—	—
武蔵野市	下水道事業	—	—	瑞穂町	瑞穂町下水道事業特別会計	—	—
三鷹市	下水道事業特別会計	—	—	日の出町	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	下水道事業特別会計	—	—	檜原村	簡易水道特別会計	—	—
青梅市	モーターボート競走事業会計	—	—	檜原村	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	病院事業会計	—	—	奥多摩町	病院事業会計	—	—
府中市	下水道事業特別会計	—	—	奥多摩町	下水道事業特別会計	—	—
府中市	競走事業会計	—	—	大島町	水道事業	—	—
昭島市	下水道事業特別会計	—	—	利島村	簡易水道事業特別会計	—	—
昭島市	中神土地区画整理事業特別会計	—	—	利島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
昭島市	水道事業会計	—	—	新島村	簡易水道事業会計	—	—
調布市	下水道事業特別会計	—	—	新島村	と畜場事業会計	—	—
町田市	町田市病院事業会計	—	—	新島村	下水道事業会計	—	—
町田市	町田市下水道事業会計	—	—	神津島村	農業集落排水特別会計	—	—
小金井市	下水道事業特別会計	—	—	神津島村	簡易水道特別会計	—	—
小平市	小平市下水道事業会計	—	—	三宅村	旅客自動車運送事業会計	—	—
日野市	市立病院事業会計	—	—	三宅村	簡易水道事業会計	—	—
日野市	下水道事業特別会計	—	—	御蔵島村	簡易水道事業会計	—	—
東村山市	下水道事業特別会計	—	—	御蔵島村	観光施設事業会計	—	—
国分寺市	下水道事業特別会計	—	—	八丈町	水道事業会計	—	—
国分寺市	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計	—	—	八丈町	一般旅客自動車運送事業会計	—	—
国立市	下水道事業特別会計	—	—	八丈町	病院事業会計	—	—
福生市	福生市下水道事業会計	—	—	八丈町	浄化槽設置管理事業特別会計	—	—
狛江市	公共下水道特別会計	—	—	青ヶ島村	簡易水道事業特別会計	—	—
東大和市	下水道事業特別会計	—	—	青ヶ島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
東大和市	土地区画整理事業特別会計	—	—	小笠原村	簡易水道事業特別会計	—	—
清瀬市	下水道事業会計	—	—	小笠原村	浄化槽事業特別会計	—	—
東久留米市	下水道事業特別会計	—	—	特別区競馬組合	特別区競馬組合一般会計	—	—
武蔵村山市	下水道事業特別会計	—	—	阿伎留病院企業団	病院事業会計	—	—
武蔵村山市	都市核地区土地区画整理事業特別会計	—	—	昭和病院企業団	病院事業会計	—	—
多摩市	下水道事業会計	—	—	福生病院企業団	福生病院組合病院事業会計	—	—
稲城市	病院事業会計	—	—	青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計	—	—
稲城市	下水道事業会計	—	—	東京都六市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
羽村市	羽村市水道事業会計	—	—	東京都三市収益事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—

- 【備考】 1 資金不足額がない場合は、「—」と標記している。  
2 東京都三市収益事業組合は令和元年度から対象となったため、平成30年度は該当がない。

### 3 主な用語の説明

本資料における主な用語については次のとおりである。

#### ○地方公共団体関係

- 1 **都市** 狭義には、市のうち地方自治法による指定を受けた政令指定都市等（政令指定都市、中核市及び特例市）以外のものをいう。平成 29 年度末現在、東京都内の市は、八王子市を除き、この「都市」に分類される。
- 2 **一部事務組合** 都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体（特別地方公共団体）のこと。

#### ○決算統計基本用語

- 1 **地方財政状況調査** 総務省が毎年度行う地方財政に関する統計調査。この調査結果は、国会に報告され、「地方財政の状況」（地方財政白書）として公表される。
- 2 **普通会計** 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。普通会計としてとりまとめる統計及びこの集計結果を通常、決算統計と称する。
- 3 **地方公営事業会計** 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、交通災害共済事業等に係る会計の総称
- 4 **決算額** 本資料においては、特に断りのない限り、都内各市町村の普通会計決算額の合計額（市町村決算額）を指す。
- 5 **形式収支** 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額
- 6 **実質収支** 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度以降に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額
- 7 **単年度収支** 実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
- 8 **実質単年度収支** 単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

#### ○歳入関係

- 1 **一般財源** 通常、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額を指す。市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金を加算した額をいう。
- 2 **一般財源等** 一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金など、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。
- 3 **地方譲与税** 国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。
- 4 **地方特例交付金** 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金をいう。
- 5 **地方交付税** 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ

税のそれぞれの一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税とがある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

- 6 **基準財政需要額** 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccc} \text{単位費用} & \times \text{測定単位} & \times \text{補正係数} \\ (\text{測定単位1当たり費用}) & (\text{人口・面積等}) & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

- 7 **基準財政収入額** 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$(\text{市町村の場合}) \quad \text{標準的な地方税収入} \times 100 \text{ 分の } 75 + \text{地方譲与税等}$$

- 8 **国庫支出金** 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等をいう。
- 9 **都(道府県)支出金** 都(道府県)の市町村に対する支出金。都(道府県)が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都(道府県)が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
- 10 **財源対策債** 昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債
- 11 **減収補填債** 地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。
- 12 **減税補填債** 恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行する地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。平成19年度地方債計画において皆減となった。
- 13 **臨時財政対策債** 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成29年度から31年度の間に係る特例とされており、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

## ○歳出関係

- 1 **目的別歳出** 行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。
- 2 **性質別歳出** 経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。
- 3 **義務的経費** 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいう。職員給等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
- 4 **投資的経費** 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。
- 5 **補助事業** 地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業
- 6 **単独事業** 地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業
- 7 **国直轄事業** 国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業

を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するものである。

#### ○財政分析指標

- 1 **経常収支比率** 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等(経常一般財源等)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合
- 2 **公債費負担比率** 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合
- 3 **実質収支比率** 実質収支の標準財政規模に対する割合
- 4 **財政力指数** 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の直近3か年度の平均値
- 5 **標準財政規模** 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

#### ○地方財政計画等

- 1 **地方財政計画** 内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。
- 2 **地方債計画** 地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画
- 3 **債務負担行為** 数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。
- 4 **基金** 条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。その性質・目的から、積立基金(財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金)と定額運用基金(定額の資金を運用するための基金)とに分類することができる。
- 5 **財政調整基金** 積立基金のうち、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するもの
- 6 **減債基金** 積立基金のうち、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられるもの
- 7 **特定目的基金** 積立基金のうち、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金